総務企画委員会会議記録

総務企画委員長 嶋 幸一

1 日 時

平成27年10月2日(金) 午後1時00分から 午後4時01分まで

2 場 所

第4委員会室

3 出席した委員の氏名

嶋幸一、井上伸史、衛藤博昭、元吉俊博、守永信幸、藤田正道、佐々木敏夫

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

なし

6 出席した執行部関係の職・氏名

総務部長 島田勝則、企画振興部長 廣瀬祐宏 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第84号議案のうち本委員会関係部分及び第86号議案から第88号議案までについては、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 第90号議案のうち本委員会関係部分については、可決すべきものと商工労働企業 委員会に回答することを全会一致をもって決定した。
- (3) 陳情1について、質疑を行った。
- (4)公益財団法人大分県自治人材育成センターの経営状況を説明する書類の提出について、大分県長期総合計画の実施状況について及び行財政改革アクションプランについてなど、執行部から報告を受けた。
- (5) 閉会中の継続調査について、所定の手続をとることとした。
- 9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班 課長補佐(総括) 井上薫 政策調査課政策法務班 副主幹 礒﨑香織

総務企画委員会次第

日時:平成27年10月2日(金)13:00~

場所:第4委員会室

1 開 会

2 総務部関係

13:00~14:30

(1) 合い議案件の審査

第 90号議案 大分県産業振興条例等の一部改正について

(2)付託案件の審査

第 84号議案 平成27年度大分県一般会計補正予算(第2号) (本委員会関係部分)

第 86号議案 大分県税条例の一部改正について

第 87号議案 大分県長期総合計画の策定について

(3) 付託外案件の審査

陳 情 1 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求めることについて

- (4) 諸般の報告
 - ①公益財団法人大分県自治人材育成センターの経営状況を説明する書類の提出について
 - ②大分県長期総合計画の実施状況について
 - ③行財政改革アクションプランについて
 - ④マイナンバー制度について
 - ⑤公社等外郭団体の経営状況及び見直し方針の進捗状況について
 - ⑥大分県森林環境税報告書~これまでの検証と今後のあり方~について
 - ⑦大分県過疎地域自立促進方針(案)について
- (5) その他

3 企画振興部関係

14:30~16:30

(1) 付託案件の審査

第 84号議案 平成27年度大分県一般会計補正予算(第2号) (本委員会関係部分)

第 87号議案 大分県長期総合計画の策定について

第 88号議案 美術品の取得について

- (2) 諸般の報告
 - ①公立大学法人大分県立芸術文化短期大学の経営状況を説明する書類の提出につい て
 - ②公立大学法人大分県立芸術文化短期大学の平成26事業年度の業務実績に関する評価結果について
 - ③公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団の経営状況を説明する書類の提出

について

- ④大分高速鉄道保有株式会社の経営状況を説明する書類の提出について
- ⑤大分航空ターミナル株式会社の経営状況を説明する書類の提出について
- ⑥大分県長期総合計画の実施状況について
- ⑦大分県人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生大分県総合戦略について
- ⑧海外戦略について
- ⑨ツーリズム戦略について
- ⑩公益社団法人ツーリズムおおいたの経営状況について
- ①株式会社別府交通センターの経営状況について
- ⑫株式会社サン・グリーン宇佐の経営状況について
- ③株式会社大分フットボールクラブの経営状況について
- ⑭一般財団法人大分県自動車会議所の経営状況について
- 15国民文化祭の誘致について
- 16国東半島振興計画について
- ⑪地域活力づくり総合補助金について
- (3) その他

4 協議事項

16:30~16:40

- (1) 閉会中の継続調査について
- (2) その他

5 閉 会

会議の概要及び結果

嶋委員長 ただいまから、総務企画委員会を開きます。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けました議案4件及び商工労働企業委員会から 合い議のありました議案1件であります。

この際、案件全部を一括議題とし、総務部関係の審査に入ります。

まず、商工労働企業委員会から合い議のありました第90号議案大分県産業振興条例等の一部改正について、執行部の説明を求めます。

安部税務課長 委員会説明資料の1ページをお開き願います。議案書は14ページですが、 お手元の資料で説明させていただきます。

地域再生法に基づき本社機能の移転・新増設を行う事業者に対して、新たに県税の不均 一課税措置を創設するものです。

商工労働部所管の大分県産業振興条例の改正による適用工場等の追加と総務部所管の大分県税特別措置条例の改正による不均一課税措置の創設を同時に行うものであります。

改正の背景ですが、地域再生法が改正され、人口の東京への過度な集中を是正し、地方での安定した良質な雇用の確保を図るため、企業の本社機能の東京23区内からの地方への移転や地方にある企業の本社機能の強化を支援する措置が講じられました。

具体的には、地方団体が本社機能の移転、新増設を行う事業者に対して地方税の不均一 課税を行った場合、その減収に対して地方交付税により補填措置を講ずることとされたこ とから、本県においても県税の不均一課税措置を創設するものであります。

詳細については、右ページの表をごらんください。

東京23区内から移転する移転型と地方にある企業の本社機能を強化する拡充型に分かれております。対象となる地域は県下全域となりますが、拡充型については都市機能の集積等の一定の要件があることから全市町村を対象としていますが、市街地等市町村内の主要地域としております。

表の下のほう、不均一課税措置の内容ですが、施設の整備計画について知事の承認を受けた企業が、家屋及び機械装置の合計額で3,800万円以上の新増設を行った場合、法人事業税や不動産取得税などを軽減することとしておりまして、移転型のほうが総じて手厚い措置となっております。

法人事業税については、3年間で2分の1から8分の7の税率、不動産取得税については10分の1の税率による課税としております。

施行日は公布の日を予定しております。

以上でございます。

嶋委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

藤田委員 不均一課税ですが、本県以外の他県の動向というのは、全国的な動向というの はどうなっているんでしょう。

安部税務課長 今回の地域再生法の改正の関係で9月議会に上程しておりますところは、本県を含めて全国でまだ5県でございます。不均一課税につきましては、従前も半島振興

法であるとか山村振興法におきまして不均一課税がございます。全国いずれも同じでございまして、ただいま上程していることにつきましても、同じ率です。

嶋委員長 ほかにご質疑もないようですので、これより採決いたします。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと商工労働企業委員会に回答することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

嶋委員長 ご異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可 決すべきものと商工労働企業委員会に回答することに決定いたしました。

それでは、付託案件の審査に入ります。

第84号議案平成27年度大分県一般会計補正予算(第2号)の審査を行います。本委員会関係部分のうち、総務部関係の説明をお願いします。

島田総務部長 それでは、第84号議案平成27年度大分県一般会計補正予算(第2号) の歳入全般と総務部関係の歳出について説明いたします。

議案書の1ページをお開きください。今回の補正額は第1条にありますとおり、32億5,751万9千円の追加であり、累計の予算額は6,118億9,251万9千円となります。

補正予算案の主な内容は、別途お配りしております総務企画委員会資料の3ページをごらんください。2の補正事業の内容にありますとおり、まず、1番ですが平成19年以来、休止している竹田救急医療圏の2次救急医療の再開を支援するほか、3番ですが九州・山口各県で共同実施する若い世代の県内就職の促進やベンチャー企業のビジネス展開の支援など、年度途中に生じた新たな行政需要に対応するとともに、26年度の決算剰余金の処分を行うものです。

次に、歳入について説明します。平成27年度補正予算に関する説明書の2ページをお開きください。今回補正するのは、上から2番目の国庫支出金4億9,099万1千円、その3つ下の繰入金1億679万9千円、その下の繰越金26億5,972万9千円を合わせた32億5,751万9千円となります。

その内訳ですが、5ページをお開きください。

国庫支出金第1項国庫負担金保健環境費国庫負担金7,119万9千円です。

これは、竹田地域の2次救急医療の再開に当たり、実施医療機関が行う施設改修や医療機器の整備について、地域医療介護総合確保基金を活用して支援することとしていますが、この基金の造成のための財源として、法令により国が3分の2を負担するものです。

次に、6ページをお開きください。第3目保健環境費国庫補助金4億1,314万4千円は、消防法施行令の改正により、スプリンクラー等の設置が義務化された有床診療所などに対する助成について、医療施設等設備整備費補助金を追加計上しています。その下、第6目商工費国庫補助金664万8千円は、九州・山口各県で共同実施する合同就職説明会やベンチャー企業のマッチングイベントの開催費について、地方創生交付金、特にいわゆる上乗せ交付分について、その活用を見込んで計上しています。

次のページをごらんください。先ほど申し上げました 2 次救急医療関係ですが、地域医療介護総合確保基金を 1 億 6 7 9 万 9 千円取り崩すこととしています。

次に9ページをお開きください。第13款繰越金26億5,972万9千円は、26年

度の決算剰余金を計上しています。

次に、総務部関係の歳出につきまして、17ページをお開き願います。第13款諸支出金第1項積立金は、先ほど申し上げました26年度決算剰余金を、条例の規定に基づきまして財政調整基金、減債基金に決算剰余金の3分の1となる8億8,661万円をそれぞれ積み立てるものです。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

嶋委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

井上副委員長 これは義務づけられたものかな。この財政調整基金、それから減債基金については、そういった性格だったですかね。というのが、やっぱり財政調整基金にこれだけの金額を持ってくるんなら、減額して非常に困っている、例えば農林水産部とか、一部ではあるんですよね。だから財政調整基金に充てるだけのお金があるとすれば、本当に今まで手当てしていた財源をこういった基金、そちらのほうに持っていっていただきたいなというそういう声も聞くんですけれども、その辺はおたくあたりはいわゆるもらうほうだから、ある程度基金積み立てていいと思うんだけれども、しかし、部署部署についての予算が削られて非常に困っているという声を聞く中においては、少しそういった対応もしてほしいという声もあるんだけれども、具体的になると、農林水産部と言っていいかどうかわかりませんけれども、そういったときはどういう判断をするんでしょう。それは財政課で判断するですかね。

大友財政課長 今回、予算で計上している分は、先ほど部長が説明しましたように、条例 に基づいて3分の1以上積み立てるものというふうになっていますので、それはもうそれ に沿ってやっていかないといけないというふうになっております。

3ページの下のほうにありますけれども、その3分の1の残る部分については、今後の 財政需要等を含めて、そこにありますように芸術文化基金であったりとか、文化、スポー ツ施設の整備基金に積み立てをします。

委員おっしゃられた、現状での予算の状況というのは、当然、肉づけ予算、今回の補正も含めて計上しています。そういった中で、各部がいろんな事業等を含めて執行していくことになると思いますので、その中で、例えば不用とか出てくる分があろうかと思いますけれども、そういったところをしっかり調整していくのかなと思っています。

我々は、そういう部の要求を受けながら、しっかりと査定をしていくというか、相談に 乗っていくという形になります。

井上副委員長 わかりました。

嶋委員長 ほかにご質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

なお、本案の採決は、企画振興部関係の審査の際に、一括して行います。

次に、第86号議案大分県税条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

安部税務課長 委員会資料の 4 ページをごらんいただきたいと思います。議案書は 1 0 ページですが、お手元の資料にて説明させていただきます。大分県税条例の一部を改正する条例案の概要でございます。

これまで、法人県民税法人税割については0.8%分の超過税率による課税を行ってきておりますが、この適用期限が平成28年3月31日で終了することとなります。年間で、約4億6千万円の税収となっており、今後も産業の活性化や交通ネットワークの整備、教

育、人づくりの充実を図るための財源として必要でありますので、この超過課税の適用期間を5年間延長するものであります。

なお、全国では静岡県を除く全ての都道府県が超過課税を実施しております。

改正の内容ですが、現行は本則税率が3.2%のところを4%、0.8%上乗せの税率で課税しております。ただ、中小法人等につきましては、税負担の軽減に配慮し、超過税率を適用しないこととしています。この税率等は現行どおりとし、適用期間を平成33年3月31日まで5年間延長するものであります。

施行日は公布の日を予定いたしております。

以上でございます。

嶋委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

守永委員 今の説明の中で、静岡県を除く全国どの県もやっているよというふうなことだったんですが、静岡がしていない背景というのは何かご存じでしょうか。

安部税務課長 静岡県は、法人事業税のほうで超過課税を実施しておりまして、したがって県民税のほうでは実施していないということでございます。

嶋委員長 ほかにご質疑もないようでありますので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

嶋委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 次に、第87号議案大分県長期総合計画の策定についてのうち、総務部関係の説明をお 願いします。

島田総務部長 議案書の11ページ、第87号議案大分県長期総合計画の策定について、 総務部関係についてご説明します。

この案件につきましては、第2回定例会において、計画の概要等について報告した後、 9月2日の臨時常任委員会にて素案をお示しし、さらなるご審議をいただき、意見を頂戴 したところです。

加えて、策定県民会議やパブリックコメントでいただいたご意見も踏まえて修正を加えまして、今議会に議案という形で上程させていただいております。

その本体につきましては、議案書と一緒にお配りしております別冊の資料、大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」(案)であります。

総務部の場合は他の部と異なりまして安心・活力・発展の、この施策、この項目というのはありません。いかに計画を実効性あるものとして推進していくかという観点から、173ページの2番の計画推進を支える行財政改革の実行と地方分権の推進についてということで記載しておりますが、前回お示しした物と、内容の変更はございません。

総務部としましては、後ほど、行政企画課長から説明のあります現在策定中の行財政改革アクションプランを着実に実行することで、新しい長期総合計画の推進を下支えしていきたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

嶋委員長 以上で説明は、終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 別にご質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

なお、本案の採決は、企画振興部関係の審査の際に、一括して行います。

以上で付託案件の審査を終わります。

続いて、付託外案件の審査に入ります。

議長から回付されております陳情1外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求めることについて、執行部の意見を求めます。

安部税務課長 お手元の陳情文書表及び陳情書の写しをごらんください。外国人の扶養控 除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情について、ご説明申し上げます。

陳情の趣旨は、国外に家族を持つ外国人等について、扶養の実態確認が不十分にも関わらず、扶養控除の認定がなされ、所得税や住民税を課税されていない人が多数生じている 現状があり、税負担の公平性を確保する観点から、国外扶養親族の原則廃止など、扶養控 除制度の抜本的な見直しを求めるというものであります。

そもそも扶養控除制度は、同居の家族等がいる場合には納税義務者の担税力に差がある ことを考慮して創設されたものであり、国外の扶養家族も対象となります。

日本国外に居住する親族に係る扶養控除に関しては、会計検査院の平成25年度決算検査報告において、適用要件を満たしているか十分な確認ができていないまま扶養控除が適用されている状況となっており、今後、財務省において、国外扶養親族に係る扶養控除制度のあり方について、検討を行っていくことが肝要であるとの指摘がなされています。

このため平成27年度の税制改正で、国外に居住する控除対象扶養親族については、その要件確認のため、親族関係書類等の添付が義務化される等、その適用要件が厳格化され、平成28年1月1日以後に支払う給与等から適用されることになりました。その適用後の状況を注視していく必要があると考えております。

以上でございます。

嶋委員長 この陳情に関して、ご意見等はありませんか。

衛藤委員 これ実際に大分県の中での実態は、どうなっているんでしょうか。対象となる 世帯数とか、金額が大分県でいくらになるとか、わかりますでしょうか。

安部税務課長 大分県の外国人扶養家族の控除額等については、把握はしておりません。 **嶋委員長** ほかにないようですので、陳情についてはこれで終わります。

次に、執行部から報告の申し出がありますので、これを許します。

藤原人事課長 それでは公益財団法人大分県自治人材育成センターの経営状況についてご 説明いたします。資料の5ページをお開きください。県出資法人の経営状況報告概要書で ございます。

本法人は、県と市町村の職員研修を一元的に実施するために設立された団体で、26年4月から県と市町村職員の研修を一元的に実施しております。

2の県出資金は300万円で出資比率は50%です。研修一元化に伴い市町村側と出資額が同額になるよう追加出資しています。

3の事業内容ですが、県内自治体職員に対する研修を実施するとともに、各自治体が実施する研修に対して支援等を行っています。

次に4の26年度決算状況ですが、当財団は研修施設を保有していることから、資産の大半は、研修施設やその付属設備となります。アンダーラインの当期正味財産増減額のマイナス4,866万1千円は、研修施設等の減価償却費計上によるものです。

なお、本財団は、研修の実施以外に自主事業はなく、県負担金と公益財団法人大分県市町村振興協会補助金によって運営されており、県は、県職員研修実施に必要となる財団運営費及び研修経費を負担しています。

次に5の問題点及び懸案事項ですが、今後の課題として、研修一元化のメリットを生か した研修の質の向上と、その効果としての職員の能力向上、さらには県と市町村職員の連 携・協力を促進していく必要があると考えています。

最後に6の対策及び処理状況ですが、研修の質や効果を向上させるため、今年度から研修の効果測定手法を導入しています。これは、研修終了の2カ月ないし3カ月後に、研修を受けてみずからの意識や行動がどのように変わったかを追跡調査を行うものです。

また、県職員と市町村職員の合同研修を拡充するとともに、県・市町村職員の連携・協力の促進のために、懇親会等を通じて人的ネットワークの形成にもつなげてまいります。

県と市町村の研修を一元的に行うメリットを生かし、講師情報・研修手法などの情報共 有や日程設定の工夫などにより、一層効果的・効率的な運営に努めていくこととしていま す。

以上でございます。

山本行政企画課長 第41号報告の平成26年度の大分県長期総合計画の実施状況について、全体の概況と総務部所管分の状況についてご説明します。別冊の資料の1ページをお願いいたします。

大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2005」は、20の政策、57の施策から構成されており、各施設ごとに192の目標指標を設定しています。

26年度の施設ごとの総合評価と目標指標の達成状況について報告いたします。

1ページの総合評価では、取り組みの進捗状況について、A、B、C、Dの4段階での評価としていますが、全57施策のうち、取り組みの進捗が「順調に進んでいる」というA評価及び「概ね順調に進んでいる」というB評価は、55施策、全体の96.5%となっています。また、「やや遅れている」というC評価は2施策となっています。

次に2ページをお開きください。目標指標の達成状況についてですが、1番上の表にありますように、「達成」から「著しく不十分」までの4段階の区分としています。

192指標のうち、「達成」及び「概ね達成」は、表の上から3行目にありますように、 159指標、全体の82.8%となっています。また、「達成不十分」は20指標、「著 しく不十分」は13指標となっています。

5ページをお願いします。総務部に関する施策は、政策欄の1番下6の分権時代への対応の(1)分権確立に向けた行政体制の整備という施策です。指標評価では、「概ね達成」となっています。

この分が162ページになります。中ほどのⅡの目標指標をごらんください。市町村への事務移譲数を目標指標としております。

この表の中ほどの26年度の欄をごらんください。目標数が296となっております。 これは、全ての市町村に21の事務を権限移譲を行うこととした場合の延べの事務移譲件 数ということになります。実績ですが、279で達成度は94.3%となっております。

1番下、Ⅲの指標による評価をごらんください。大分県市町村権限移譲ワーキング会議等で市町村と協議を行い、農地転用許可について日出町と、破損等に伴う身体障害者手帳

の再交付申請に係る事務について17市町村と移譲協議が整ったことにより、目標をおお むね達成しました。

以上で報告を終わります。

嶋委員長 ただいまの2件の報告について、ご質疑はありませんか。

守永委員 公益財団法人大分県自治人材育成センターの関係なんですけれども、研修の効果を追跡調査をするというふうにおっしゃっていたんですけれども、県職員の単独の研修の分も、そして市町村の職員との合同研修の分も同じように追跡調査をするということなのか。それと具体的な手法として、ペーパーとか面接とかいろいろあると思うんですけれども、具体的な手法としてはどういうふうな手法を使うのか、教えてください。

藤原人事課長 今回、この効果測定の対象にしているのは、市町村との合同研修の研修項目の中で幾つか拾い上げたものであります。その対象は、ことしの7月以降実施している分ですが、今から調査に入りますが、内容とすれば、効果測定といいまして自分が研修を受けた後、みずからの行動がどういうふうに変わったか、意識も含めてなんですが、そういった調査内容を計画しております。

守永委員 それは市町村から来られた方、県の職員で参加された方、双方に対してということ。

藤原人事課長 そうです。

守永委員 わかりました。

嶋委員長 ほかにご質疑もないようでありますので、執行部は、報告を続けてください。 **山本行政企画課長** 行財政改革アクションプランにつきまして、パブリックコメントを実施をいたしましたので、結果等についてご報告いたします。資料は諸般の報告③、別冊① と書かれた横長の資料でございます。

行財政改革アクションプランにつきましては、その素案について、8月12日から9月 11日までの1カ月間、パブリックコメントを実施いたしました。いただきましたご意見 とそれについての県の考え方をご説明します。

まず、表紙の上の枠内ですが、パブリックコメントでは29件のご意見をいただきました。その下の内訳にありますように、取り組みの柱に沿って、それぞれご意見をいただいております。その他の4件は、今後の行財政運営の課題や改革の視点に関するもの、また、議会に関するものです。

いずれも貴重なご意見であり、今後の具体の取り組みに反映させていただくほか、2件については本文を修正し、反映したいと考えております。

いただきましたご意見の主なものを説明します。

1枚めくっていただいて、2ページのご意見と県の考え方を整理した表を作成しております。

まず、2番です。改革の視点として、総花的な行政から経営という視点に立って行政運営を行うべきとのご意見です。右の県の考え方ですが、アクションプランでは、経営的な視点を持って一層の選択と集中を進めることとしており、その趣旨を明確に示すため、下の四角囲みのアンダーライン部分を追加したいと考えております。

その下の3番から次の3ページの7番までが歳入の確保です。5番の県税収入の確保では、利便性の高い納税手段導入が必要とのご意見をいただいており、クレジット納税の導

入や口座振替申込手続の簡素化など納税手段の多様化に取り組んでいることをお答えして おります。

8番から5ページの14番までが歳出の見直しです。その内、3ページの8番ではトリニータ支援について、9番では少年の船についてご意見をいただいておりますし、5ページの14番は、アウトソーシングにあたって、民間が持つICTなどの高い技術力を積極的に活用すべきというご意見をいただいております。14番のご意見は、右の四角囲みのとおり、趣旨を反映させるため、アンダーライン部分を追加したいと考えております。

5ページの15番から6ページ21番までが資産マネジメントの強化です。6ページの20番は、31年度までにとしている社会教育総合センターや青少年の家のあり方見直しのスピードが遅いのではないかというご意見です。社会教育総合センターの今後の施設利活用の問題などの課題があり、検討の時間をいただきたいということでございますが、鋭意検討を進め、なるべく早く方向性を得ていきたいと考えております。

7ページをお願いします。22番から25番が組織・人材の育成活用、8ページの26番、27番が多様な主体との連携・協働の推進に関するご意見です。7ページの22番では、職員が法律違反した場合の処分が緩いのではないかというご意見もいただいているところです。

最後の28番、29番は、議会に対するご意見であり、議会事務局から回答をいただい ております。

パブリックコメントについてのご説明は以上ですが、こうした県民意見もごらんいただきながら、今後も県議会の先生方や行財政改革推進委員会のご意見をいただいて、素案に反映させながら、10月末をめどに成案を得てまいりたいと考えております。

以上でございます。

嶋委員長 ただいまの報告について、ご質疑はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

嶋委員長 別にご質疑もないようでありますので、執行部は報告を続けてください。

山本行政企画課長 それでは、マイナンバー制度についてのご説明をさせていただきます。 資料は、諸般の報告④、別冊②と書かれました横長の資料でございます。

それでは、資料の1ページをおめくりいただきまして、マイナンバー関係のご説明をいたします。

来週月曜日、10月5日からマイナンバー法がいよいよ施行されまして、制度が開始をするところでございます。それにつきまして、基本的な内容についてご説明をさせていただきます。また、マイナンバー対応について、県の取り組みについてご説明をさせていただくということでございます。

1ページは、マイナンバーの制度の周知に関する取り組みをまとめたものでございます。 県といたしましては、ホームページを開設したり、民間事業者に対する説明会を開催したりということで制度の周知に取り組んでまいりました。 9月末の時点で、民間事業者向けの説明会は37回、3, 400名の方にお話を聞いていただいたところでございます。 また、新時代おおいたの9月号、10月号に啓発資料を掲載したところでございまして、次の11月号、12月号にも、また広報資料を掲載したいというふうに思っているところでございます。

国におきましても、3 月以来、テレビでのCM等を打っていまして、いよいよ通知が始まる10 月、それから、マイナンバーカードの発行が始まる1 月といったところを重点的な広報月間ということでテレビCM等をしながら広報をしていくという予定となっております。

下の表は市町村ごとの候補地と掲載の状況でございます。いよいよ通知が始まりますので、9月、10月といったころに優先的な広報を打つという予定になっております。

次の2ページでございますが、新時代おおいたに載せました広報の内容でございます。 特に、この際、県民にご理解いただきたいというのが3番、通知カード、マイナンバーが 届いたらどうすればいいのかということでございます。

そこに書いていますが、全国的には10月中旬から通知カードの発送が始まりまして、1度に配付ができませんので、大分県内、まずは具体的にいつから配付かということが決まっていない状況でございますが、10月中旬以降、部会の通知日程が決まりましたら、また県民の皆さんにもお知らせをしていきたいというふうに考えておりますが、10月早々ではなくて、10月中旬以降ということでございます。この通知カードが簡易書留で届くことになっておるわけです。カードが届きましたらご確認いただいて、大切に保管をいただきたいというものであります。

それから、その右側、大きく2段目でございますけれども、特殊詐欺にご用心ということを書かせていただいております。全国的にちらほらと、制度が始まるので、あなたはこういう手続が必要だからマイナンバーを教えてくださいと。もしくは、あなたの銀行口座を教えてくださいといったような電話がかかっているというようなことが言われております。また、メールが送りつけられまして、URLをクリックすると、どこか危ないところへつながるといったような事案も発生しているようでございます。こういったことへの注意喚起もさせていただいています。

次の11月号、12月号のお知らせ予定が、右上のほうにございます。11月号、12月号では、通知カードがまだお手元にないという方について、どうすればいいのかということのお知らせを特にしてまいりたいというふうに考えております。

次のページをおめくりをいただいて、3ページであります。

27年10月から通知開始となっておりますが、その下の初回の配達と書いてございます。 10月中旬から11月末にかけて、全国的に配達が行われるということでございます。市町村ごと、郵便局に渡したよという日程が、地方公共団体情報システム機構、J-LISという団体のホームページに順次載っていくということになっております。こちらのほうで確認をして、大分県内の発送予定がわかりましたら、県庁ホームページ等でもお知らせをするということを考えてございます。

実際に送られますのが、通知カード本体は、3ページの下の部分でありますが、こういう1番上に個人番号、それからお名前、住所、それから生年月日、性別と書かれた通知カードというものが送られてきます。この通知カード自体は紙でできております。耐久性のないカードでございますので、これは、当面、番号を確認いただくべきものという扱いになってございます。

次のページをおめくりいただきますと、実際に送りつけられました封筒でありますが、 こういった封筒の中に通知カード、それから、その次の個人番号カードを申請するときの 返信用の封筒といったものが同封されております。1つの封筒に8人分まで。同一世帯であれば、1つの封筒で送られてくるということでございます。8人分までが1つの封筒に入ってくるということになってございます。

もう1ページおめくりをいただきまして、通知カードの台紙と申しますか、紙でございますが、縦長の紙の1番上に通知カードそのものが印刷をされております。ここで切りとっていただくようになっておりますが、この切りとっていただいた下側が、今度は個人番号カードを申し込むための申請書になってございます。表側も印字されておりますので、裏側のほうに顔写真を張っていただいて、同封されています返信用封筒で送り返していただきます。そうしますと、市町村が個人番号カードを作成いたしまして、1月以降でき上がりましたらお知らせをして、窓口で引き換えるといったことになります。

ただこれは、この紙ベースでの申請だけではなくて、スマートフォンで電子的に申請を するということも可能になっています。スマートフォンで写真を撮っていただいて、それ をファイルで添付いただいて電子的に申し込むという方法もあるのでございます。

それから6ページでございますが、一般質問でも入院をしていたり、DV被害で住所を明かしていないといった方がどうやって受け取りゃいいんだということでありますが、9月25日までの期限でございましたけれども、そういう方は、実際今ここにいるから、ここに届けてほしいという届け出をいただくということをお知らせをしてまいりました。大分県内では、9月25日締めで2、785名の方が、自分は、実際今ここにいるからここに送ってほしいという届けを出されたところでございます。

次のページ、7ページでございますけれども、今度は、1月からの個人番号カードのほうでございます。この個人番号カードはICカードでございまして、プラスチック製の耐久性のある、長い間もつカードでございます。先ほどの通知カードは紙製で耐久力がないということでありますので、ぜひこちらの個人番号カードのほうをお申し込みをいただきたいということであります。

表面は顔写真入り、氏名、住所、生年月日ということが記載されております。この表面は身分証明書として使えますし、表面はコピーをいただくことも可能であります。ただ裏面に個人番号を書いておりますので、裏面はコピーしてはならないということになってございます。

それから、28年1月からこの個人番号カードの交付と同時に、マイナンバーの利用が開始をされます。主に使う場面というのが下でございますが、社会保障関係の手続、それから税務関係の手続、それから災害対策ということで使われるということでございます。会社を経営されている方、まずは従業員の方の源泉徴収の手続、そのために従業員の方の番号を収集いただくということが必要になってまいります。また、新しく社員を雇われたとき、その方の社会保険の手続といったことに個人番号が必要になってまいります。

もう1ページおめくりをいただきまして、さらにその先になってまいります。29年1月からは国の機関の間で、この情報のやりとりというものが始まります。その際には、どこの機関がどんな情報を収集をしたかということがご本人にわかるように、個人ごとのポータルサイト、マイナポータルというものが準備をされるということになっております。

地方公共団体がその情報のやりとりに参加いたしますのが、その設置した29年7月からでございます。この段階になりますと、いろんな申請行為、給付金等の受給をされる際

に、今お願いをしています住民票ですとか所得課税証明書といったものの添付、これが不要になってくる場合がございます。そういうところで住民の負担軽減につながるものというふうに考えております。

それと、1番下の四角ですけれども、個人番号とは別に、法人には法人番号というものができてまいります。これは国税庁のほうから通知をされますが、この法人番号は公開の情報でございます。1つの法人に対して1つの番号、これが国税庁のホームページ上に一覧表として出てまいります。これは、収集をするのも保管をするのも、活用をするのも一切自由という番号でございまして、例えば顧客管理に使うといったことが考えられるところでございます。

10ページでございますけれども、先ほど新時代おおいたの広報のところでも申し上げましたけれども、マイナンバーをかたった不審な連絡というものが実際にございます。総務省をかたった不審なメールを送りつける。

また、下の枠ですけれども、島根県では不審な電話が、きょうの報告では青森県でも同様のことがあったということでございまして、こういう不審なコール、そういったものにかからないようにというお知らせは、今後ともしっかりとやってまいりたいというふうに思っております。

それから、11ページでございますが、今議会でもマイナンバーに関連いたしまして個人情報の保護ということに関して大変ご心配をいただいたところでございます。マイナンバーの制度自体では、制度面、システム面において厳格な保護措置というものが実施をされております。下の枠でございますが、制度面の保護措置といたしましては、法律に決まったもの以外は、番号が入ったファイルを持ってはいけないということで、厳しく制約をされてございます。

また、②では、個人情報の管理を監視監督するために、第三者委員会としまして、特定 個人情報保護委員会というものが設置をされているところでございます。

また、④でございますが、罰則の強化ということで、通常の個人情報の保護に比べますと、約倍の法定刑が科されるということで罰則の強化がなされているところでございます。次に、システム面の保護措置でございますけれども、まだマスコミ等でも誤解があるようでございますが、マイナンバーの制度のもとでは、情報を1カ所に重ねて保管をするということはいたしません。個人情報は、現在存在をするそれぞれの場所、税務の情報であれば税務署、また、生活保護の情報であれば生活保護を実施します市町村、県といったところそれぞれのほうに情報は引き続き置いたまま、そこで分散して管理をするということ、芋づる式に情報が出ていくことのないようにという措置を認めています。

また、情報をやりとりする際には、直接マイナンバーを使って照会をするということは せずに、それをまた符号化してやりとりをするということで、厳重なシステム面の保護措 置を講じているところでございます。

12ページは、先ほど申しました特定個人情報保護委員会、監視監督機関でございます。 真ん中の組織のところ、1番下のところでございますが、独立性の高い3条委員会として 設置をされております。そのメンバーは、この上に記載のとおりでございまして、独立性 の高い機関として設置をされています。

主な役割は、その下の所掌事務のところでございますが、1番左側、監視・監督という

ことで、国の機関、地方公共団体、独立行政法人といったところを総括的に監視・監督を していくという体系が組まれているところでございます。

最後、13ページでございますが、大分県としての対応状況でございます。

国の制度に頼るだけではなく、県としましてもしっかりとした対応をしていく必要があるということで考えてございます。

まず、マイナンバーの安全管理のために、基本的な方針を定める。また、管理規程を定めるということで考えてございます。

大分県の個人情報保護の体系としましては、電子県庁推進本部というものがございまして、太田副知事をトップとしてセキュリティ管理を行っていくということになってございます。この中に、マイナンバー部会というものを設けてございまして、その中で、現在、管理規程の検討作業を行ってございます。

その内容としましては、組織的な安全管理措置として、それぞれの責任者をきちっと決めていくということ。それから、人的な安全管理措置としましては、従事する者の監督・教育というものにしっかり取り組んでいくということ。

物理的な安全管理措置としましては、機器等の盗難防止を行ったり、また、盗み見をされないような措置を講じたり、そういったこともしっかり行ってまいります。

それから、技術的な安全管理措置としましては、不正アクセスを防止する。また、情報漏えいの防止をして、万が一の場合はすぐに遮断措置をとるといったこと。また、インターネットからシステムを独立させるといったことのセキュリティ対策をしっかりと講じてまいります。

また、実際に取り扱う者の研修ということも重要でございます。仕組みをつくりまして も、扱う人間が不十分な対応をすればシステムがばれてしまうということもございますの で、全職員を対象にしました研修を現在実施中でございます。

また、市町村の職員につきましても、しっかりと研修支援を行っているところでございます。

今後とも国から示されますガイドライン、取り扱いの注意といったものを踏まえまして、 制度の適切な運用に向けまして、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えてご ざいます。

マイナンバー関係の説明は以上でございます。

嶋委員長 ただいまの報告について、ご質疑はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

嶋委員長 別にご質疑もないようでありますので、執行部は、報告を続けてください。 **山本行政企画課長** それでは、総務企画委員会説明資料にお戻りいただきまして、6ペー

ジをお願いいたします。公社等外郭団体の経営状況及び見直し方針の進捗状況についてご報告いたします。6ページから7ページに概要を取りまとめております。

まず、6ページの最初の枠内ですが、議会報告に関する制度を記載しております。

出資法人等については、地方自治法の規定に基づき、経営状況を報告することとなっており、報告対象となる法人は、地方自治法施行令及び県条例により、施行令の①に該当する土地開発公社、住宅供給公社及び②③により県が4分の1以上出資している法人でありまして、今回、県議会に報告しているところです。

次の枠内でありますが、本県では、平成21年9月に策定した大分県公社等外郭団体に 関する指導指針により、県が出資している団体は、出資比率が4分の1未満であっても経 営状況等を把握し、議会報告などを行っております。

なお、個別団体の経営状況等につきましては、本議会の各常任委員会において、所管部局から報告いたします。総務部所管の自治人材育成センターにつきましては、先ほど人事課長からご報告いたしました。

私からは、公社等外郭団体について、総括的に対象団体全体の経営状況や、県の関与の 見直し状況等についてご説明します。

中ほどの1対象団体ですが、議会報告する団体は24団体であり、これに指導指針に基づくものが25団体ありまして、合計で49団体が対象団体でございます。この団体数は、前年度と比較し、増減はありません。

次に、2の経営状況ですが、(1)の当期純利益、当期正味財産増減額がプラスの団体が30団体、マイナスの団体が18団体となっています。なお、表の欄外にありますように、プラス・マイナス・ゼロの団体が1団体ございます。

次に、7ページの1番上、(2)純資産、正味財産の状況ですが、プラスが47団体、マイナスが2団体となっています。

次に、8ページの一覧表をごらんください。右から2欄目が当期純利益、その右が純資産です。当期純利益がマイナスの団体ですが、マイナスの大きい団体は、指定団体では、2番の大分県芸術文化スポーツ振興財団がマイナス6,722万2千円、7番の住民健診やがん検診を実施しております大分県地域保健支援センターがマイナス5,871万8千円となっています。

9ページのその他団体では、10番のエフエム大分が社屋移転等に伴い特別損失を計上し、マイナス 5 , 419 万 5 千円となっています。

次に、純資産がマイナスの法人は、同じ9ページのその他団体で2団体ございます。

まず、2番のサン・グリーン宇佐、これは宇佐市が日本郵政から買い取ったはちまんの郷宇佐の運営主体ですが、マイナス6,113万4千円、16番の周防灘フェリー株式会社がマイナス4,499万5千円となっております。団体数では前年度と比較して2団体減少しており、3番の大分フットボールクラブと15番の九州乳業が純資産プラスとなっております。

以上の経営状況について、特に注意していく必要があると考えておりますのは、8ページの7番、大分県地域保健支援センターであります。このセンターは対がん協会と結核予防会が統合し、市町村の住民健診やがん検診、事業所健診を受託実施している団体です。 人口減少による受診者数の減少や他の健診機関との競合などにより、経営環境は厳しさを増しております。

このため、本年6月に今後5年間の新たな経営改善計画を策定し、新規の事業所健診獲得や人件費等の経費節減など、経営改善に取り組むこととしております。県としても、その取り組みをしっかりとモニタリングしていきたいと考えております。

7ページにお戻りください。3の見直し方針の進捗状況です。

まず、(1)の人的関与の状況ですが、①県職員の派遣については、昨年に比べ1名の減となっています。県立美術館開館のための芸術文化スポーツ振興財団の増員、創業支援

業務強化のための産業創造機構の増員を行う一方で、大分県社会福祉協議会や漁業公社、 建設技術センターへの業務援助を見直したところです。

②県職員の役員就任についても、昨年に比べ3名の減となっており、漁業公社と環境管理協会の2団体について見直しを行ったところです。

次に、(2)財政的関与の状況ですが、①の委託料では38億7,753万5千円の支出で、前年度に比べて7億5,399万5千円の増加となっています。これは、その下の主な増要因にありますように、流通業務団地3工区の造成工事や25年10月から開始した県立美術館の指定管理業務の増加などによるものです。

また、②の補助金・交付金・負担金では20億1,839万7千円の支出で、前年度に 比べて1,185万8千円の増加となっています。これは、その下の内訳の1番下にあり ますように、自治人材育成センターの研修施設整備の終了により4億692万円が減少す る一方で、畜産公社の食肉センター整備事業補助2億9,433万1千円などの増があっ たことによるものです。

最後に、4の今後の取り組みですが、団体の経営状況及び見直し方針の進捗状況については、議会への報告とともに、民間有識者で構成する行財政改革推進委員会へも報告いたします。

また、県庁ホームページで広く県民に公表します。

さらに、経営状況の厳しい団体や債務超過状態にある団体については、所管部局による 定期的なモニタリングの徹底を図っていくこととしております。

以上で、公社等外郭団体の経営状況等に関する説明を終わります。

嶋委員長 ただいまの報告について、ご質疑はありませんか。

衛藤委員 9ページの公社等外郭団体概要一覧表、その他団体の2番のサン・グリーン宇 佐、当期純利益でマイナスで、純資産もマイナスになっていて、全然資本金でも賄えない 状況になっているんですけど、ここの経営責任であったりとか、今後の対応というのを具 体的には。

山本行政企画課長 サン・グリーン宇佐は、かんぽの郷宇佐、簡保の宿泊施設として設立をされたものでございますが、それを誘致する際に、施設の運営団体、県と宇佐市、それから地元金融機関等で設置をした団体でございます。施設、客室数等の割に、施設全体の施設規模がなかなか大きゅうございます。ウォータースライダーを備えたプールですとか、体育館ですとか、そういった大きな附帯施設も持っておりまして、なかなか思うような収益を上げられておりません。

経営改善等に取り組んでおりまして、25年度の決算のベースでは、黒字を1,200万円ほど計上をしたところでございます。ただ、簡保が手放した、譲渡をした、その辺の風評被害等もあって、26年度は非常に厳しい経営環境によって赤字経営でマイナスの決算を計上したということでございます。

現在も集客に一生懸命取り組んでおりまして、新たなパック商品等の販売等で、ことしの前半は対前年25%弱、お客さんがふえたといった状況で、今期は頑張ったというところでございます。現在は宇佐市の所有の施設になってございますので、宇佐市ともども、収支の均衡を目指して取り組んでおるということで、県としましても、その辺、一定のモニタリングに努めているところでございます。

以上でございます。

衛藤委員 8ページ、9ページでもそうなんですけども、赤字の関係のところは経営陣の 処遇というのはどうなっているんですか。

山本行政企画課長 それぞれの団体によりまして、言ってみれば仕組みの上で予定された 赤字というところもあります。先ほどの自治人材育成センターは、毎年施設の減価償却費 分だけ赤字が出ています。それは最終的には、施設を県と市町村がまた建て直すという前 提でございますので、内部留保をしないという前提でございます。

それから、芸術文化スポーツ振興財団も、これは基金を取り崩しまして、自主事業を行っているということで、基金を取り崩して事業をした分だけが赤字として出てくる。その基金の造成に関しては、また、県のほうから補助金として出すということで、これも事業実施の仕組みの上でこういった決算の形になってございます。

純粋な事業活動の上で赤字といった段階もありますけれども、当期赤字に対して内部留保をまだ十分持っているといったところもございます。それぞれ状況に応じて見ております。それで、私どもも、ここはちょっと新たな取り組みがいるよねというところは、過去、この場でもご説明をさせていただいて、経営陣にもしっかりとした経営改革をということで取り組んでまいりました。

その結果、過去この常任委員会でも説明しましたが、38番のスポーツ安全協会、こちらも赤字を複数年継続をして計上いたしました。協会内部の経営努力ということで、今期は2,500万円の黒字を計上したところもありますし、また、25番大分県漁業公社、こちらも昨年、このままではいけないんだと、経営刷新が必要ということで、26年度、経費節減等に努めまして、今期は1千万円を超える黒字を計上したということです。

今後とも、そういった経営状況を個々に見ていきながら、早目に手を打って、しっかり とした経営の立て直しを図っていただくという姿勢で取り組んでもらうというふうに考え ております。

嶋委員長 ほかにご質疑もないようでありますので、執行部は報告を続けてください。 **安部税務課長** 大分県森林環境税報告書について説明いたします。委員会資料の10ページをお開きください。こちらの概要で説明させていただきます。

森林環境税は導入後10年目を迎えましたが、5年ごとに見直しを行うこととしております。本年度は第2期の最終年度となることから、有識者等からなる大分県森林づくり委員会でこれまでの検証と今後のあり方について議論いただき、まとめていただいたものです。

まず、第2期の検証ですが、(1)の森林環境税収等にありますとおり、5年間の税収 として16億1,300万円が見込まれております。税収が安定的なことから、使途事業 に計画的に取り組める財源となっているとの評価をいただいています。なお、全国では3 5県で同様の税が導入されております。

(2) の税を活用した取り組みにつきましては、アからウに記載しておりますとおり、 3つの施策を柱として、平成23年度から26年度までの4年間の実績で約13億1千万円の事業を実施しています。

災害防止のための人工林整備や低コスト再造林の実施による森林資源の確保、ボランティア支援や森林環境教育など、幅広い取り組みにより、荒廃森林の機能回復や森林づくり

活動への参加の輪が広がるなどの成果が得られたとの評価をいただいています。

(3) の森林環境税についての県民の意識につきましては、昨年実施したアンケート調査の結果、森林の公益的機能の低下を招いている現状を認識し、今後も税を負担して対策を講じる必要があると感じているとの回答が多数でありました。

一方で、森林環境税の制度や使途については十分に認知されているとは言いがたい状況 にあり、県民への積極的な周知に努めるとともに、県民の目に触れるような形での森林環 境税の活用を広く、進めていくことが重要との意見が付されています。

次のページをごらんください。

2の今後のあり方についてですが、今後、重点的に取り組むべき課題としましては、荒廃森林の整備等継続して取り組むべきものと、新たなニーズへの対応として、担い手確保や県民が森にふれ親しめる環境の整備などが挙げられています。

こうした成果、課題を踏まえて、今後も森林環境税を継続すべきとの意見をいただいて おります。

最後に、(3) 今後の森林環境税の使途としては、県民生活と自然環境を守る森林づくり、森林資源の循環利用による地域活性化、森にふれ親しみ、森林づくりを支える取り組みの3つの施策を柱とした取り組みの方向が示されています。

県としては、この報告書の内容を踏まえ、今後、パブリックコメントを通じて広く県民 の意見をお聞きした上で、議案として、次の定例県議会にお諮りしたいと考えています。 以上でございます。

嶋委員長 ただいまの報告について、ご質疑はありませんか。

井上副委員長 1年間の税収は、3で割れば簡単に出るかもしれませんけど、大体単年度では幾ら見込みやろうか。それをお聞かせ願いたいと思うし、それと、県単独事業にこの財源を使っているんかね。その辺のところはどうですか。公共事業も含めてですけれども、県が負担する場合についての財源として、この環境税というのを使われておられるのか、また今後どうするのか。

それと、この1番後ろのほうに書いていますように、荒廃森林の整備なんですけど、1 番今気になるのは、県道とかそういったものに覆いかぶさっているんですよね、すごく木が。もうみんな切るのに、所有者も切れないというようなことで覆いかぶさっている。それを、じゃ、県でやろうといっても県単のお金がないからできないと、そんなことを言う。これあと五、六年すると相当、いわゆる木が太っちゃってまた道路に落ちるとか、そういった非常に危険性があるんですよ。きょうも意識しながらずっと見たら、やっぱりかなり覆いかぶさって暗くなっているところもあるんです。

ですから、そういうことを考えた場合には、やっぱり県民の生活からすると、そういったものにもお金を使ってもらうような状況にしたほうがいいんじゃないかと。これはもう税を取るほうだから、直接の担当でないからわかんないかもしれませんけど、そういったことまで少し考慮していただいて、今後の協議がいろいろな場合にあったときには、そういう意見も出していただけるとありがたいなと。そういう意見があったということでもいいんですけれども、そういったものについて対応していただけると大変ありがたいなと思います。いかがでしょう。

安部税務課長 税収につきましては、単年度で大体毎年3億2千万円の税収となっており

ます。使途につきましては、今いただいたご意見につきましては、農林水産部のほうに伝えまして、実際に毎年使うのは、先ほど申し上げた有識者等で構成します森林づくり委員会にかけまして、どういう使途に使うということも意見を聞きながらやっておりますので、そういったご意見も踏まえた上で、活用については農林水産部のほうに伝えたいと考えております。

井上副委員長 とにかく委員会も、県から資料を出させたら、なかなか違った意見の中で変わるということは非常に厳しいんですよね。その前にいろんな面で、十分そういったものに配慮した中での、こういうものを委員さんどうですかという形にして提出していただければというふうに思うので、ぜひともそういう方向性を持って、やっていただきたいと思います。

嶋委員長 ほかにご質疑もないようでありますので、執行部は報告を続けてください。 **渡辺市町村振興課長** 委員会説明資料に戻っていただきまして、最後⑦の大分県過疎地域 自立促進方針(案)について、12ページをお願いいたします。

今回ご報告させていただきますのは、この方針を県が取りまとめるに当たりまして、そ の考え方についてご報告させていただくものであります。

このもとになっておりますのが、1ページにございます。過疎地域自立促進特別措置法、こちらに基づきまして、これまで過疎対策が進んできたところでありますが、今般、27年度の現行の方針が終期を迎えるということで、法律も延長されたことに伴いまして、平成28年度から32年度までの5カ年の次期方針を確定することになっております。この県の方針に基づきまして、市町村が市町村計画をつくり、主に過疎対策事業債という有利な地方債を発行して各種対策を進めていくことになります。

過疎地域の現況としましては、12ページをごらんいただきましたとおり、旧町村部も 含めまして、県下16市町村が対象地域になっておりまして、その人口割合や面積割合は 全国の中でも有数ということになっております。

では、方針の中身について、ご説明させていただきます。 13ページをお願いいたします。

根拠法の中身、また地方債の仕組みについては、1番上のところをごらんいただければと思いますが、新しい法律の基本的な考えについては、1番上の右上、考え方というところでありまして、地域主体の過疎対策、自主性を重視するということであり、また、国や県は、対策の主体である市町村を支援する。そしてまた、22年度からはソフト事業についても充当できるということで対策が進んでいったところであります。

今般の改正に伴いまして、真ん中の背景及び本県特性というところをごらんいただきましたとおりの状況になっておりますので、今回の改正に当たっては、その県過疎方針の策定、書いてあるところにありますように①、②ということで、市町村の自主性、自由度重視の幅広いメニューを記載ということ。

また、本県の特性等、今まさに長期総合計画、そして地方創生の総合戦略をつくっておりますので、この政策の方向性を踏まえた内容につくるというこの2本柱で方針をつくりまして、この方針を基に市町村が過疎計画をつくっていただくことになっております。その支援方針の主な地域拡充策についてはごらんのとおりでございます。

今後、パブリックコメントを経まして、12月上旬までに総務省の同意を得て計画を策

定し、その後、市町村が計画をつくることになっております。 以上です。

嶋委員長 ただいまの報告について、ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 別にご質疑もないようでありますので、以上で諸般の報告を終わります。 この際、ほかに何かございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 それでは、以上をもちまして総務部関係の審査を終わります。

執行部の皆さん、お疲れさまでした。

[総務部退室]

嶋委員長 暫時休憩いたします。

再開は、5分後といたします。

午後2時20分休憩

午後2時26分再開

嶋委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

これより、企画振興部関係の審査に入ります。

まず、第84号議案平成27年度大分県一般会計補正予算(第2号)のうち、本委員会 関係部分について、執行部の説明を求めます。

廣瀬企画振興部長 議案の説明に先立ちまして、10月1日付で当部のまち・ひと・しご と創生推進室長の異動がありましたので、紹介させていただきます。

[高橋まち・ひと・しごと創生推進室長挨拶]

廣瀬企画振興部長 それでは、第84号議案平成27年度大分県一般会計補正予算(第2号)のうち、企画振興部関係についてご説明いたします。

総務企画委員会資料の1ページをお開きください。今回補正額の1番下の合計欄にございますとおり、今回、8億5, 090万9千円の増額をお願いするものでございます。

既決予算額の6.6億6, 1.5.2万円と合わせますと、補正後予算額は7.5億1, 2.4.2万9千円となります。

次に補正の内容について、ご説明いたします。

まず、芸術文化創造発信事業費8千万円でございます。これは、県立美術館での魅力ある企画展や芸術文化ゾーンを核としたネットワークづくりなど、芸術文化事業を安定的、持続的に行っていくため、昨年度に引き続き、決算剰余金の一部を芸術文化基金に積み立てるものです。

その下、県立文化・スポーツ施設等整備基金積立金7億7,090万9千円でございます。これは、今後、本格化する県立芸術文化短期大学の施設改修等に備え、決算剰余金の一部を県立文化・スポーツ施設等整備基金に積み立てるものです。

以上で、補正予算に係る事業の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

嶋委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

[「なし」と言う者あり]

嶋委員長 別にご質疑もないようでありますので、先ほど審査いたしました総務部関係分とあわせて、本委員会関係部分について、採決いたします。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

嶋委員長 ご異議がないので、本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり 可決すべきものと決定いたしました。

次に、第87号議案大分県長期総合計画の策定について及び諸般の報告の⑥大分県長期総合計画の実施状況については、関連がありますので一括して説明してください。

廣瀬企画振興部長 それでは、議案書の11ページ第87号議案大分県長期総合計画の策 定について、企画振興部関係部分をご説明します。

まず、先ほど総務部からも申し上げましたが、計画の所管部として、これまでのご意見、 ご審議に対しまして、改めて御礼申し上げます。

本計画は議会でのご意見、ご審議に加えまして、策定県民会議やパブリックコメントでいただいたご意見も踏まえて修正し、今議会に成案として上程させていただいております。なお、パブリックコメントにつきましては、お手元の資料2のとおり98名の方から227のご意見をいただきました。その多くは、すでに成案に盛り込まれている内容にかかわるご意見、あるいは、事業を実行する上での個別具体的なご意見でした。今後、計画を推進する中で参考にさせていただきたいと思います。

それでは、企画振興部所管の施策の前回からの主な変更点について説明いたします。

議案書と一緒にお配りしております、別冊の資料、大分県長期総合計画「安心・活力・ 発展プラン2015」(案)を使って、ご説明申し上げます。

別冊の資料77、78ページをお開きください。

安心分野の移住・定住のための環境整備とUIJターンの促進でございます。策定県民会議にて委員より移住を検討している人がロングステイに空き家を利活用できるよう取り組んでもらいたいというご意見をいただきました。これを受けて、78ページの主な取り組みの④に空き家を活用したおためし居住や長期滞在等への取り組みを追記いたしました。続いて105ページをお開きください。

活力分野の国内誘客の推進と海外誘客(インバウンド)の加速でございます。パブリックコメントでAPUと連携して、海外誘客を強化すべきではないかとのご意見をいただきました。これを受けて、これからの基本方向の2番目のポツの最後に、また、人口当たり留学生数が全国トップクラスの特色を生かし、大学等と連携してインバウンド対策に取り組みますという記述を追記しました。

続いて137、138ページをごらんください。

発展分野の「知(地)の拠点」としての大学等との連携でございますが、策定県民会議委員より県内大学にない分野、例えば農学部などの学部・学科やサテライトキャンパスの新設もしくは誘致を県内外の大学に働きかけてもらいたいといったご意見、あるいは社会人が自己研さんできる場を大学、行政が連携してつくれば若者の定着やUターンに結びつくといった意見をいただきました。これを受けまして、138ページの主な取り組み①の

5 ポツ目に大学等のサテライトキャンパスなどの誘致を、6 ポツ目に大学等と行政が連携 した若者などの知識・教養を深める場の提供を追記しました。

主な変更点は以上です。これで説明を終わります。

中島審議監兼政策企画課長 私のほうからは、報第41号大分県長期総合計画の実施状況 についてご説明をいたします。お手元の資料の大分県長期総合計画の実施状況についてを ごらんください。目標達成度の評価方法等については、既に総務部のほうから説明していますので、省略させていただきます。

企画振興部は7政策、11施策ございますが、その総合評価についてご説明いたします。まず、3ページをお開きください。安心では、政策8地域の底力の向上の(1)地域で共に支え合うまちづくりと(2)小規模集落の維持・活性化は施策の進捗が順調に進んでいるの総合評価Aでございます。

それから、次のページの活力では、政策 3 ツーリズムの展開の施策 (1) 観光と地域づくりを一体とするツーリズムの推進と、政策 4 元気あふれる地域づくりの推進の施策 (1) 地域の元気を創造する取り組みと (2) 地域振興を進める人材の育成・確保の 3 施策については、順調に進んでいるの総合評価 A、政策 5 海外戦略の推進の施策 (1) アジアに開かれた飛躍する県づくりは、「概ね順調に進んでいる」の総合評価 B、 (2) 国際人材の育成は、「やや遅れている」の総合評価 C でございます。

さらに、その次のページの発展では、政策 1 教育の再生、未来を拓く人づくりと青少年の健全育成の施策 (4) 地域に根ざした大学等高等教育の推進、政策 2 芸術・文化の興隆とスポーツの振興の施策 (1) 県民文化の創造、政策 4 交通ネットワークの充実と地域交通対策の推進の施策 (1) 広域交通網の整備推進でございますが、これは総合評価が B でございました。

(2) 地域生活交通システムの形成については、総合評価Aでございます。

以上、11の施策のうち、総合評価Aが8施策、Bが2施策、Cが1施策でございました。

それでは、それぞれの施策において設定している指標の中で、成果がよかった指標、反対に成果がよくなかった指標について、主なものをご説明いたします。

初めによかった指標の2点でございますが、少し飛びまして、136ページをお開きください。施策名は県民文化の創造です。 Π の目標指標欄の1番目、大分県公立文化施設協議会加盟施設の主催行事来館者数が、26年度の達成率をごらんになっていただきたいと思いますが、138.5%となっております。これは、各施設の集客につながる魅力的な公演会等の実施や各館が連携した広報の強化などに努めたことによるものです。

続いて150ページをお開きください。施策名は広域交通網の整備推進です。II 目標指標欄の3番目、大分空港の利用者数が、26年度の達成率は122.1%となっております。これは、昨年9月のティーウェイ航空ソウル線の新規就航などに加えまして、航空会社等と連携した本県の魅力発信を通じて、誘客が進んだこと等によるものです。

以上、成果のよかったという指標2点を説明させていただきました。

次に、成果がよくなかった指標2点をご説明いたします。

64ページにお戻りください。施策名小規模集落の維持・活性化ですが、Ⅱ目標指標欄の4番目集落支援員・地域おこし協力隊設置市町村数が、26年度の目標の15市町村に

対し、実績は10市町村で、達成率は66.7%となっております。

これは未設置市町村全てに働きかけを行いましたが、設置の検討や調整に時間を要したため、26年度中の設置には至らなかったものであります。

なお、働きかけの成果もあり、未設置の8市町村のうち、津久見市、杵築市、姫島村、 九重町の4市町村が今年度から設置ということで、日出町も年度内に設置の予定です。

続いて112ページをお開きください。施策名はアジアに開かれた飛躍する県づくりです。 II 目標指標欄の2番目、留学生の県内企業への就職者数が、26年度の目標の46人に対し、実績は23人で、達成率は50.0%となっております。

これは首都圏等での留学生採用の意欲が高まったことや出身国の給与水準が向上したことで、帰国者が増加するなどにより、就職者数が伸びなかったものであります。

今後は、大学コンソーシアムおおいたに新たにコーディネーターを配置し、インターンシップ等を通じた留学生と県内企業のマッチングを図っていきたいと思っております。

長期総合計画の実施状況につきましては、以上でございます。

嶋委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

守永委員 先ほどのアジアに開かれた飛躍する県づくりの中の留学生の県内企業への就職者数の低迷ですけれども、新たにコーディネーターを配置してマッチングを進めていくというふうなことなんですが、実際、46人の目標に対して、その46人以上の方が多分いらっしゃるとは思うんですけれども、どのくらいの方々に、実際問題働きかけられて23人が残ったという状況なのかというのと、そのときに、県内の企業に、いわゆる器のほうに問題があるのか、それとも学生のほうが希望する向きが全然違っているのか、その辺の要因というのはどういうところにあると分析されているか、もしわかれば。

堀国際政策課長 今の就職状況につきましては、私どもと、あと大学等でつくった大学コンソーシアムおおいたと一緒になりまして、年に1回以上、大分市で県内企業と留学生との、いわゆる留学生に特化した留学生説明会みたいなのを行ったり、あと、大分市以外でも、企業との交流会をやってきたところなんですけれども、それに参加する留学生とすると、トータルでは大体100名以上にはなるんですけれども、やっぱりマッチングですので、企業側と留学生側との希望と中身、職種が合う、合わないとか、あと、東京の大手企業に就職が決まったとか、そこら辺の競争部分が多いところだと考えておりまして、県内企業の数につきましては、毎年採用していくわけですけど、やっぱり中小企業ですので、同じ会社が毎年1名ずつ採用するというのはなかなか難しいところがございます。

今のところは、これまで過去六、七年ぐらいいろいろ啓発活動を行っていきまして、大体県内でも中小企業で170社ぐらいが、1名以上の留学生を採用しておりまして、毎年少しずつは幅がふえているのかなということでして、これは粘り強く、そういう意味でコーディネーターをつけまして、さらに細かく活動を続けていきたいというふうに考えていきたいと思っています。

それと、あと最後に1つの大きな課題としましては、就職に関しましてはビザの変更が 当然必要でございまして、それが今、国への特区等、規制緩和を働きかけてはいるところ なんですけれども、大企業については、すぐにビザが変更できるんですけれども、中小企 業に対しては非常に書類も多くて審査も厳格に行うという形で、なかなかそこで認められ なかったという例も聞いておりまして、そこのところを、非常に優秀な留学生なんだけれ ども、中小企業側のほうが、特定の国際関係の職種に余り使わないという理由をもって就職が決まらなかったりとかいう例もありまして、そこのところは粘り強く、国への働きかけとか、簡素な審査をするとか、そういう形に働きかけていきたいというふうに考えています。

嶋委員長 ほかにご質疑もないようでありますので、第87号議案大分県長期総合計画の 策定について、これより採決いたします。

なお、本案については、福祉保健生活環境委員会ほか全常任委員会に関係がありますので、合い議をいたしました結果、全ての委員会とも原案のとおり可決すべきとの回答がありましたことを申し添えます。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

嶋委員長 ご異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 次に、第88号議案美術品の取得について、執行部の説明を求めます。

佐藤芸術文化振興課長 第88号議案美術品の取得についてご説明します。議案書は12ページとなりますが、お手元にお配りした資料でご説明します。資料の2ページをお開き願います。

今回、取得予定の美術品は、本県出身の水墨画家田能村竹田が、天保元年、1830年 頃制作した稲川舟遊図1点で、取得予定金額は1億2千万円です。

この作品は、数ある竹田作品の中でも最高峰に位置すると評されており、国指定の重要文化財となっています。

本作品は、平成7年から芸術会館に寄託されていましたが、今回、作品の保有者である 片岡公三氏から大分県に対し、作品購入のお話があり、作品取得の適否を審査する収集委 員会、適正な購入価格を審査する評価委員会を経て、取得議案を上程したところです。

取得についての考え方ですが、主なものをご説明します。

1つは、今回取得することで県立美術館でのコレクション展で郷土作家の名品として目 玉の作品となります。

2つは、大分県立美術館は重要文化財を所蔵していませんでしたが、今回の取得により 県立美術館の評価が上がり、企画展での他館からの作品の借り入れ等が容易になります。 以上のようなメリットがあると考えております。

また、資料には記載していませんが、片岡氏からは、これまで本作品を含め、たくさんの作品を県でお預かりしていましたが、今回の作品購入に伴い、その大半、137点の作品を寄贈いただけることとなっています。

なお、本作品の取得財源については、美術品取得基金を活用したいと考えています。 説明は以上です。慎重ご審議のうえ、ご賛同いただきますようお願いします。

嶋委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

藤田委員 このように先方からご購入いただきたいという打診というのは、どれぐらいの 頻度であるものなんですか。

佐藤芸術文化振興課長 今回、美術館がオープンしたということで、購入のお話というよりも寄贈したいとかいうお話は、結構あるというふうに聞いております。

藤田委員 その寄贈したいというものも、全部が全部受け入れるわけではないと思うんで

すけれども、そういう基準であったり、決定したり、受け入れるかどうかの判断というの はどこがするようになりますか。

佐藤芸術文化振興課長 芸術会館時代から美術品の収集、要するに寄贈を受け入れるか、 あるいは購入とか県の所蔵品とする収集方針というのがございまして、今回、県立美術館 の開館に合わせまして整理しました。

1つ目に、大分県出身の作家、または大分県に関係の深い作家のすぐれた作品、これが まず第1。

2つ目に、美術史上重要な役割を果たしていると判断される国内外の作家の作品。

3つ目に、現在の美術動向を明示するすぐれた作品。

4つ目に、これらの作品、作家を理解する上で役立つ資料。

ということで、大分県出身の作家も、大分県に関係の深い作家のすぐれた作品は特に、できるだけ収集したいというふうに考えております。予算の都合等もございまして、そして、これらの収集方針に合致しているかどうかというのを収集委員会ということで外部の関係者、作品の専門の方々に、委員会を開いてそこで委員会としての結論をいただくというような手続を踏んだ後に、実際に寄贈を受け入れる、あるいは購入するという判断をするように一応定めております。

嶋委員長 ほかにご質疑等もないようでありますので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

嶋委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 以上で、付託案件の審査を終わります。

続いて、執行部から諸般の報告の申し出がありますのでこれを許します。

まず、関係法人の経営状況等について、執行部は説明してください。

中島審議監兼政策企画課長 お手元の県出資法人等の経営状況報告概要書の50ページをお開きください。まず、報第13号公立大学法人大分県立芸術文化短期大学の経営状況を説明する書類の提出について、ご説明申し上げます。

まず、3事業内容についてです。平成26年度の事業実績ですが、教育では、情報コミュニケーション学科において、社会人力の養成を目指すため、心理スポーツ、地域ビジネス、情報メディアの3コース制導入に向けたカリキュラムを編成しました。

社会貢献では、長期公開講座の実施や県立美術館開館記念展で配布するパンフレットの デザイン制作に取り組んだほか、地域ふれあいアート講座や巡回演奏会などに取り組みま した。

次に、4平成26年度決算についてです。経常収益は9億9,463万6千円で、経常費用は9億6,127万7千円、当期総利益は4,981万6千円となります。

この当期総利益は、全額を目的積立金に積み立て、教育研究の質の向上に向けた設備を 充実させること等に使用してまいりたいと考えております。

次に5問題点及び懸案事項についてですが、人口減少社会を迎える中、学生の確保が課題となっております。また、本年5月に策定したキャンパス整備基本構想に基づき、施設整備を計画的に実施していく必要があります。

対策としましては、6に記載していますとおり、カリキュラムの編成や地域貢献活動の

充実、キャンパス整備等により、大学の魅力を高めるとともに、きめ細やかな高校訪問等 を行って、学生の確保に努めてまいります。

特に、キャンパス整備については、学生のキャンパス生活への影響がないように取り組んでまいります。

続きまして、次のページの報第14号公立大学法人大分県立芸術文化短期大学の平成2 6事業年度の業務実績に関する評価結果について、ご説明申し上げます。

県立芸術文化短期大学の評価については、地方独立行政法人法第28条に基づき、大分 県地方独立行政法人評価委員会の評価を受けております。評価には、全体評価と項目別評 価があり、項目別評価には大項目評価と小項目評価があります。資料には、全体評価と大 項目評価のみ記載しております。

評価結果ですが、(1)の全体評価については、全体として年度計画を順調に実施しているという評価を受けております。

次に(2)の大項目評価についてです。教育研究等の質の向上については、特筆すべき 進行状況にあるというS評価を受けております。これは、魅力あるカリキュラムの編成や 地域貢献活動の取り組み等が高く評価されたものです。

なお、評価理由の詳細につきましては、(3)に記載しているとおりです。

その他の各項目につきましては、それぞれ計画どおり進んでいるというA評価を受けております。

以上でございます。

佐藤芸術文化振興課長 それでは、報第15号公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興 財団の経営状況を説明する書類の提出について、ご説明いたします。引き続き県出資法人 の経営状況報告概要書の2ページをお開きください。

まず、2の県出資金ですが、3億6, 616万4千円で、出資比率100%となっております。

次に、3の事業内容ですが、1のiichiko総合文化センターに加え、平成25年10月に大分県立美術館の指定管理者の指定を受け、両施設を拠点として、県民の幅広いニーズを踏まえた自主事業の実施などを行っております。さらには、開館記念企画展の内容検討やショップ、カフェの業者選定などの美術館開館に向けた準備を進めました。

次に、4の26年度決算状況ですが、中ほどにあります当期一般正味財産増減額は4,362万2千円の減額、その下の当期指定正味財産増減額は2,360万円の減額となっており、当期正味財産増減額は6,722万2千円の減額となっています。減額の主な要因は、ホールの自主文化事業や美術館開館準備などによるものでございます。

次に、5の問題点及び懸案事項及び6の対策及び処理状況ですが、1つ目は、iichiko総合文化センターと大分県立美術館において、県民の幅広いニーズに応えられる多様な芸術文化事業の展開が必要でございます。

これに対し、企画展開催に向け準備を行うとともに、広報活動やショップ・カフェの商品開発に協力・支援を行いました。

2つ目は、円滑な施設運営と良質なサービスの安定的な提供に努める必要がございます。 これに対し、利用者から要望や意見を聞くことによりニーズの把握に努め、臨時開館や 利用時間の前後の延長などに柔軟に対応し、利用しやすい施設運営に努めております。 以上でございます。

土田交通政策課長 交通政策課が所管する団体についてご説明いたします。資料は4ページをごらんください。大分高速鉄道保有株式会社でございます。

出資金は2億3,750万円。そのうち1億9,600万円を県が出資しております。

事業内容につきましては、平成13年度から15年度に実施した日豊本線の大分-佐伯間の高速化工事により取得した鉄道施設の管理と、その施設をJR九州に貸し付ける事業を行っております。

決算状況でございますが、純利益は545万8千円の赤字でございます。昨年度と比べますと、413万円赤字幅が小さくなっておりますが、これは固定資産税の減少や借入金の支払利息の減少などが要因でございます。

問題点及び懸案事項につきましては、本団体は、平成40年度までの長期の事業スキームにより資産の管理を行っている関係で、その計画に沿ったものとなっておりますので、 特段問題はないと考えております。

続きまして5ページの大分航空ターミナル株式会社でございます。

出資金につきましては、総額 4 億 9 , 5 0 0 万円のうち、 1 億 4 , 2 5 0 万円を県が出資しております。

事業内容は、大分空港の貨物ターミナルビルを利用する航空会社や旅客等に対する施設、 設備、サービスの提供を行っております。

26年度決算の状況でございますが、左側の損益計算書の欄に記載しておりますとおり、 1億4,920万6千円の黒字を計上しております。

また、26年度は経常利益を確保できましたため、1株当たり15円の配当を実施しております。

問題点、懸案事項といたしましては、さらなる収益力の強化、コスト削減により財務基盤をより一層強化することと、乗降客を増加させるための取り組みをして、誘客促進をしていく必要があると考えております。

そのための対策といたしまして、現在、株式会社におきまして、今年度から29年度までの経営方針を策定しております。この経営方針に沿って、大分の空の玄関口としてサービスの向上に継続的に取り組むとともに、大分空港利用促進期成会とも連携して利用客の増加対策に取り組んでいくこととしております。

以上でございます。

嶋委員長 ただいま説明のありました関係法人に関する報告について、ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 別にご質疑もないようですので、執行部は報告を続けてください。

高橋まち・ひと・しごと創生推進室長 大分県人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生 大分県総合戦略についてご報告します。

資料3ページに沿ってご説明します。

まず、人口ビジョンです。1番左の表の上にありますとおり、現状のままでの見通しとしては、急激に人口減少が進み、2100年には44万2千人となることが見込まれます。 一方で、県民が望む結婚・妊娠・出産・子育ての希望を実現し、あわせて若者の流入・ 定着を促進するとした場合には、今世紀末でもなお100万人近い人口を維持できるとの 将来展望を描くことができます。

この将来展望の実現に向けて、今後5年間の取り組みを盛り込んだ計画が、まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略となります。

この戦略の基本目標として、「人を大事にし、人を育てる」、「仕事をつくり、仕事を 呼ぶ」、「地域を守り、地域を活性化する」、「基盤を整え、発展を支える」の4つを掲 げ、全庁を挙げて取り組んでまいります。

具体的な内容につきましては、先ほどご審議をいただきました大分県長期総合計画に盛り込んだ施策の中から、まち・ひと・しごと創生に関連したものを抜粋したものをまとめたものでございます。

なお、総合戦略の策定時期につきましては、新たな長期総合計画の議決と同時の策定と 考えています。

また、総合戦略については、国の新たな交付金の動向、事業の進捗を見ながら適時適切 に見直しを図っていく予定としています。

以上で人口ビジョンと総合戦略についての報告を終わります。

嶋委員長 ただいまの報告について、ご質疑はありませんか。

井上副委員長 うたい文句は大変すばらしいんですが、実際、私たちが仕事を呼ぶという ことで今、企業誘致あたりをいろいろしてるんだけど、市町村との温度差があって、スピード感が市町村によって違うんだよね。

それと一番気になるのは、公共施設の学校の跡地を使うとして、これに補助金がついていたら、まだ返還する補助金が残っていたら、その手続でも市町村とのスピードが全然違うんだよ。

どうもあんたたちはそう言うけど、なかなか仕事呼ぶといっても、そういうふうに市町村がどうも取り組みによって温度差があるのかどうか知らないんだけれども。その辺のところ、この学校の場合、廃止になった学校については即目的外ですから、これの使用については市町村の主張に任せなさいということを条例か何かでうたえないんですか。でないと、なかなか進まない。現に私たち経験しているんです。

どうもその辺がひっかかっちゃって進まないんですよ。その辺のところを、やっぱり市町村長に委ねるとかいうことを一筆書いてほしいんだよ。そうするといくんだよ。残っているやつはどう返すかって、返していませんよ、まだありますよとなったら進まないんだよ。市町村長が返していない。皆さんそういうところないですか、ほかの市町村の。別に日田がどうのこうの言うわけじゃないけど。どうですか、その辺のところ。

高橋まち・ひと・しごと創生推進室長 市町村との連携とか権限については、昨日もまち・ひと・しごと本部で市町村との情報交換とかをやるということで、昨日それやりまして、まさに企業誘致のお話がございました。そのときのお話では、県も一緒に力を貸してくれないかという話がございましたけれども、いずれにしましても、連携をとりながら、それぞれの市町村の希望もあると思うので、ケース・バイ・ケースで対応していく部分も必要なのかなというふうには思っております。

先ほどの条例の、基本的には地方分権ということで、この計画も各市町村がつくるということになっておりまして、これは、今回つくる総合戦略は県の戦略でございますので、

調整をとりながら、県としてちぐはぐな形にならないようにという形でまとめております けれども、それぞれ市町村は市町村で計画をつくるということになっております。

井上副委員長 はい、まあとにかくスムーズに行くようにしてください。

嶋委員長 ほかにご質疑もないようですので、執行部は報告を続けてください。

堀国際政策課長 同じ資料の4ページをお願いします。大分県海外戦略の策定です。

次期戦略については、これまで県の各部局で構成する海外戦略本部により策定作業を進め、9月には海外戦略のアドバイザー会議によりさまざまな意見をいただき、10月中に 策定を予定しています。

計画期間は平成30年度までとし、戦略の柱については、現行5本柱のところ、戦略5のインフラの整備を戦略1に取り込んで、4つの柱としています。また、これまでアジア主体の戦略から、欧米も見据えた取り組みとすることから海外の活力、海外の人材を取り込むとしています。

次の5ページをお願いいたします。

新規及び拡充する主な取り組みを中心に全体の概要を整理しています。海外戦略につきましては、2年前に大きな見直しを行いましたので、基本的な方向性は変わっておりませんが、今回も、この4本柱で行っております。

また、本文については別冊をお配りしていますが、こちらの概要のほうで主だった点を 説明いたします。

戦略 1、海外の活力を取り込むについては、(1)から(5)までのものづくり産業から農林水産物加工品など、県産品に係る輸出強化に今後とも取り組んでまいります。

(6) は海外誘客、インバウンドを積極的に進めるということと、また、新規に(7) の海外広報の強化に力を入れまして、大分県ブランドを高めていきたいと考えております。

1番下にありますが、特にこれまでのアジア各地域のほか、新たにEUと米国を加えまして、それぞれの分野ごとにターゲットとする国や地域を定めまして、戦略的に取り組んでいくこととしております。

次に、戦略2の海外の人材を取り込むでは、(1)留学生の活用ということで、県内企業への就職及び起業支援により県内への定着を図っていくほか、(2)の海外ネットワークづくりにおきまして、海外県人会や留学生OB等とのネットワークを情報収集や大分県のPRに、ぜひとも活用してまいりたいと思っています。

戦略3の国際交流・国際貢献の推進では、(2)の芸術文化交流、(3)のスポーツ交流の促進ということで、特に、ラグビーワールドカップ、また東京オリンピック・パラリンピックに向けまして、大分県の文化プログラムなどの情報発信や事前キャンプ・合宿の誘致などに取り組みます。

最後に、戦略4の国際人材の育成・活用では、(1)のグローバル社会を生き抜くための総合力の育成ということで、教育分野におけるグローバル人材の育成に積極的に取り組んでいくほか、(2)大学生についても海外留学支援など、さまざまな層における国際人材の育成を図ってまいります。

簡単ではありますが、以上で説明を終わります。

嶋委員長 ただいまの報告について、ご質疑はありませんか。

藤田委員 戦略2の海外の人材を取り込むという中で、1番目に拡充するもので留学生に

対する支援と活用というのがあるんですけれども、各大学の留学生の受け入れが、これからさらに、他国との競争も含めてもう厳しくなっているようなんですけど、そういった大学が留学生を受け入れるための支援、その1つとしては、やっぱり留学生への奨学金等もあると思うんですけれども、そういうものも含めた対策というものは、この中に盛り込まれるのかというのが1つと、あとは、長計の中でも、企業が技能実習生の活用というものがうたわれておりましたけれども、これから新たに企業が人材不足に対応して技能実習生を入れていこうということに対する県としての何らかの支援策というのが盛り込まれるのかということが2点、お願いします。

堀国際政策課長 2点でございますけれども、まず留学生の受け入れ環境の整備という形なんですけれども、もちろん大学と県、経済界と一緒になりました大学コンソーシアムおおいたに、さらに受け入れ環境を充実させていかなきゃいけないという中で、奨学金につきましても、今、年間で80名、月3万円という奨学金を、非常に応募も多くて、奨学金の支給と同時に県の地域貢献にも活用してもらうという形で、県のことも知ってもらって大分県のこともPRしてもらうというふうにやってもらっておりますけれども、それにつきましても、引き続き続けていくということで、もちろんこの中には海外戦略の中に位置づけております。

それから、技能実習生のことにつきましては、海外の人材を活用するという表現ではこの中に記載は当然しているんですけれども、技能実習生の制度自体が、非常に制約がありまして、例えば人数制限とか、先ほど言ったビザの関係とかで、思うような人材を取り込めないとか、もちろん質のいい人材を取り込むとか、そこのところはまた研究していく必要があるかなとは思っておりますけれども、支援というところは、まだ具体的には企業と話しながら考えていく必要があるかなというふうに考えております。

藤田委員 奨学金を希望してもなかなか受けられない、それぞれのいろいろな団体も持っていますけれども、ぜひ拡充する方向でお願いをしたいのと、技能実習生についても、現状ではそれぞれの企業が個別に受け入れの窓口を通じて、結構入ってきていますよね。やっぱり最近の新聞にも載っていましたけれども、労働基準法上の問題がかなり出てきていて、これはそれぞれの国や地域との関係でも余りこの問題が悪化するのもどうなのかなという気もしているので、何らか県なり行政としてやっぱりもっと注目をして、県内の企業が本当に有効に使える、そしてお互いのためになれるように、もっとかかわっていく必要があるのではないかなというふうに思っていますので、ぜひご考慮いただければと思います。

以上、要望です。

嶋委員長 これまでのアジアの活力を取り込むからアジアに欧米を含めて、海外の活力を 取り込むということですけど、漠然と海外といっても、やっぱりターゲットを決めて、よ り具体的にアプローチをしていくことが大事だと思うんですが、漠然とした戦略じゃ、結 果的に何もできなかったということになりませんか。どのようにお考えですか。

堀国際政策課長 この概要書では、なかなか説明が難しかったんですけれども、海外戦略 の冊子を今お手元にお配りしているんですけれども、要約版として5ページ、6ページ。 詳細については後ろの40ページ以降にあるんですけれども、5ページのところを見ていただきますと、今回、こういうターゲットを決めるに当たりまして、その品物ごとに戦略 品目、もしくは観光、加工品等の種類別に、それぞれ今から攻めるべきところの国、もしくは地域を定めて、それに沿った、また、本部の中でもそれに合わせて、国に合わせて、 どういった戦略で進めていくかという形で取り組んでいくように考えております。総称でいくと海外でという形にはなると思います。。

嶋委員長 済みません。きちんと考えていただいておりました。大変失礼いたしました。 ほかにご質疑もないようですので、執行部は、報告を続けてください。

細川観光・地域振興課長 資料の6ページをお開きください。次期ツーリズム戦略策定の 進捗状況についてご説明いたします。

現大分県ツーリズム戦略は、平成24年度に策定し、おんせん県PRの展開やデスティネーションキャンペーン誘致を掲げた大分県観光の指針として、官民挙げた取り組みを推進する大きな役割を果たしてきましたが、今年度が最終年度となっています。そのため、本年1月から策定作業を開始し、市町村や観光協会、各分野民間事業者の代表で構成する分科会や策定委員会を計7回開催しながら内容を固め、5月に戦略案を作り上げました。県議会の先生方には、選挙後の臨時議会で戦略案の説明を、既にさせていただきました。

その後、6月末から7月末にかけて、パブリックコメントを行い、県民の意見を募集し、10名の方から25件のご意見を頂戴しました。そういったご意見も参考にして、同時に 策定作業を進めている大分県長期総合計画との整合なども考慮しながら、本日お配りして おりますおんせん県おおいたツーリズム戦略(案)をまとめたところです。

6ページから7ページですが、戦略の5つの柱は、1つ目が地域の観光素材磨き、2つ目が誘客、3つ目がブランド力の向上、4つ目が県域を越えた連携による観光の推進、5つ目が戦略ある現場主義の推進と、現戦略と同様ですが、内容については大幅に変わっています。

改訂内容は、5月に説明させていただきましたので、特に大きな点だけ、簡単に触れさせていただきます。

まず、地域の観光素材磨きについては、温泉をはじめ、食や自然、歴史、アートなどについても、具体的な取り組みを詳しく記述し、前戦略から深掘りした内容にしています。また、旅行者ニーズに対応した地域企画商品の取り組み強化や、六郷満山開山1300年など、タイミングを逃さない戦略的商品づくりについて記載しています。

また、誘客では、国内誘客を中心に取り組んできた前戦略の取り組みに加え、急増する アジアからの観光客やワールドカップラグビー、東京オリンピック・パラリンピックなど を見据えて、海外誘客や受入態勢の整備など、インバウンド対応を充実・強化することと しています。

さらには、戦略ある現場主義の推進では、人材育成やネットワークづくりを初め、ツーリズムおおいたの機能強化や地域観光協会の活性化、相互の連携強化など、大分県観光を推進する体制の強化をさらに進めることとしています。

このような取り組みによりまして、長期計画と連動を図りまして、目標値を当初から上 方修正しております。

10月7日に予定されておりますツーリズム戦略策定委員会で最終案を決定し、成案の発表をさせていただく予定です。

なお、本戦略は、県議会において制定されましたおんせん県おおいた観光振興条例に位

置づけられた観光基本計画に当たるものとして、平成28年から30年までの3年間の観光の取り組みについて定めるものですが、可能な部分については、今年度から取り組んでいくこととしています。

以上でございます。

嶋委員長 ただいまの報告について、ご質疑はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

嶋委員長 別にご質疑もないようですので、次に県の出資比率が25%未満等の法人の経営状況について、報告してください。

細川観光・地域振興課長 観光・地域振興課所管の県出資法人の経営状況についてご説明いたします。別添の県出資法人等の経営状況報告概要書の3ページをお開きください。公益社団法人ツーリズムおおいたでございます。

当法人は、本県への観光客の誘致、観光及び地域の振興、観光地の環境整備等を図るため、ツーリズム戦略に基づき、県内各地域の観光素材の磨き、国内外の誘客や情報発信等を実施しています。

県出資金はありません。26年度の決算状況は、157万8千円の黒字となっています。 おんせん県おおいたデスティネーションキャンペーン開催に向けた準備に傾注するとと もに、商品造成の促進や、各地のイベントへの参加による情報発信、MICE誘致等の幅 広い観光事業に取り組んでいます。

次に、32ページをお開きください。株式会社別府交通センターでございます。

当法人は、別府国際観光港隣接のバスターミナルの運営、管理業務を行っており、附帯事業として、食堂の経営、土産品等の販売を行っております。

県の出資金は3,900万円であり、出資比率は21.7%です。

26年度は1,608万6千円の利益を上げており、過去3年間を見ても、毎年1,4 00万円以上の黒字となっております。累積損失は5,826万6千円ございますが、順 調に減少しています。

次に、33ページをお開きください。株式会社サン・グリーン宇佐でございます。当法 人は、はちまんの郷宇佐の経営を行っております。

はちまんの郷宇佐は、宇佐市が日本郵政株式会社からかんぽの郷宇佐の土地建物を購入 したことに伴い、今年の4月からその名称を変更したものです。

県出資金は370万円であり、出資比率は12.3%です。

26年度は990万円の赤字となっており、26年度末において9,113万5千円の 累積損失により、6,113万4千円の債務超過となっています。

このため経営改善計画を実行しており、売上額の増加を図るため、新たな宿泊プランの 造成や営業の強化、スポーツ大会の誘致に取り組んでおります。

以上で、観光・地域振興課の説明を終わります。

山崎国際スポーツ誘致・推進室長 株式会社大分フットボールクラブの経営状況等について報告します。資料の34ページをお開きください。

26年度の決算では、スポンサー収入やチケット収入の確保、経費の削減などの経営努力により、約9,450万円の当期利益を計上しております。

同社では、大分トリニータがJリーグでプレーを続けるために必要なJリーグクラブラ

イセンスを維持するために、27年1月末までに債務超過を解消する必要があったことから、昨年3月に企業再生ファンドを活用した第三者割当増資として3億5,040万円、昨年5月には経済界及び行政からの出資による増資として7,700万円の、合計4億2,740万円の増資を行った結果、現在では債務超過を解消しているところです。

先ほど、黒字が出ていると申しましたが、今後も、今しばらくは借入金の返済が続くことや、ファンドが取得した株式の買い戻しが必要なことから、同社の経営がなお厳しいことには変わりはございません。

ご案内のとおり、今期の大分トリニータは成績が低迷していることから、来季の収入が 大きく落ち込むことも予想されます。県としましては、同社の経営状況について引き続き 注視してまいりたいと考えています。

以上でございます。

土田交通政策課長 続きまして35ページの大分県自動車会議所についてご報告申し上げます。

出資金は総額は245万円、そのうち50万円を県が出資しております。

事業といたしましては、交通会館の経営と維持を主に行っておりまして、その他、交通 安全事業の促進でありますとか、自動車に関する調査研究などを行っている法人でござい ます。

決算の状況といたしましては、当期純利益として125万6千円の黒字を計上しております。

懸案・問題点は特にございませんので、引き続き会館の維持、適正な運営を行うことと しております。

以上でございます。

嶋委員長 ただいまの5件の報告について、ご質疑はありませんか。

元吉委員 32、33の別府交通センターとサン・グリーン宇佐なんですけど、別府交通センターは利益が出てきているんでいいかなと思うんですが、この内容はよくわからないんですけど、サン・グリーン宇佐について、これ多分、非常に厳しい経営状況ではないかと思うんですけど、ただ、宇佐市が取得ということで、なかなか市のほうからは言いにくいという現状があるんじゃないかなと思うんですけど、あそこはホテルと体育館とプール、3つなんですよね。問題が、どこがこの赤字の原因であるかということは市もわかっていると思うんです。県はわかっているんですかね。まずそこをちょっと。

細川観光・地域振興課長 平成26年度に990万円の赤字となっておりますが、この赤字の要因は、消費税の増加の影響、それから天候が不順で、特に稼ぎ頭でありますプール等の利用が低減したこと。

それから、今般、施設を売却したということで、宇佐市が購入したわけですけれども、 そこの若干の風評の問題があって、入り込みが少なかった。

それから、施設の名称変更に伴う費用負担が増加したということなどにより、費用増加 で赤字が出てしまったということでございます。

同社は、経営改善計画を平成27年度から平成31年度ですか、これを策定いたしまして、営業と宣伝の強化、売上単価の向上、売上原価の削減、それから宿泊キャンペーンの開催などを実行しておりまして、5年間で債務を40%以上解消しようということで、1

0年間で債務超過の解消を目指していく方向でございますが、とりわけ収入の増加を目的として、新たな宿泊プランの造成や営業の強化をしておりまして、営業マンを1人、ことし会社として雇っております。その結果、1割から2割の間ですけれども、前半期は昨年を上回って、何とか黒字に持っていくという状況になっております。特に、体育館も宇佐市が購入しまして、その体育館も利用して、スポーツ大会の誘致など、助成金を宇佐市が講じておりますので、それを今、力を入れて取り組んでいるところでございます。

元吉委員 体育館の維持経費等は赤字だというような話を聞いているんですよ。それで、できれば体育館あたりは市の直営に変えるか何かしないと、なかなか黒字になっていかないし、また、ホテルに対する設備投資もやりにくいんやないかなという気がしているんですよ。なかなか市のほうからそうは言えないみたいで、そこ辺も市とよく協議していただいて、県からそういうアドバイスをしてあげるというような状況をつくっていただいたら、市も助かるんじゃないかなという気がしていますので、検討していただきたいと思います。細川観光・地域振興課長 先ほど申し上げましたが、4月から8月まで、前年同期に比べて宿泊者数が約116%、日帰り利用者が127%で推移しております。先ほど申し上げましたようにスタッフ、これをちょっと強化して、またエージェントを変更したりして工夫をしておりますので、ここは我々は株主総会しか出れませんけれども、その中でも、改善の方策の提案をさせていただいております。

また、周辺の地域づくりについても、支援できることがあれば総合補助金等を使って支援していっているところでございますので、引き続き何かいい対策がありましたら、ご提案を申し上げていきたいというふうに思っております。

以上です。

衛藤委員 フットボールクラブについてなんですけども、以前に、大分銀行ドームの運営の関係で、サッカーの試合のための芝の保護の関係で、大規模なコンサートができないというお話を伺ったことがあるんですが、1つは、そういった事実があるのかということと、フットボールクラブの運営、トリニータを県が支えていくということを考える上で、単純な経営状況だけじゃなくて、そういった形で大規模コンサートによる、それができないことによる機会的な損失が発生してくると思います。コンサートの直接的な収益だけじゃなくて、間接的な経済効果も含めて、そういった機会損失も含めた上で、トリニータというのを経済負担として維持していくのかどうか考えていかないと、私はそこはフェアじゃないと思っています。

そういった形で、機会損失も含めた算定というか、評価というのをしていただくことは お願いできませんでしょうかという要望なんですけれども。

山崎国際スポーツ誘致・推進室長 大銀ドームの管理については、指定業者の大宣のほうでやって、いろいろ具体的なそこの仕様については、公園・生活排水課と関係課などということで、ケース・バイ・ケースで打ち合わせをしてやっております。ただ、衛藤委員おっしゃるような費用対効果を考えてトリニータの試合をどうするかとか、そういったことについては、まだはっきり言って取り組みをしておりません。

今後、そういった機会損失が相当大きいのであれば、そういったことについても、関係者で協議をしていかないといけないというふうに考えております。

衛藤委員 今、すぐにというのは難しいと思うんですけれども、そういった形での算定も

含めた判断もまたお願いしますという形で、よろしくお願いいたします。

嶋委員長 ツーリズムおおいたについて、ご報告があったので、1点だけ指摘というか、 お願いをしておきたいと思います。

問題点と対策で示されておりますが、組織の体制の強化、大事なことだと思いますが、 多くは申し上げませんけれども、何よりも組織強化の前に意識改革というのが必要だと思いますので、しっかりそれを進めていただきたいと思います。お願いでございます。

ほかにご質疑もないようですので、執行部は報告を続けてください。

佐藤芸術文化振興課長 続いて、国民文化祭の誘致についてご報告いたします。資料 8 ページをお開きください。

ご承知のとおり本定例会の開会日に、知事が提案理由説明の中で、平成30年に国民文 化祭を誘致することを表明いたしました。

8月に学識経験者、あるいは県内の芸術文化団体等による大分県文化プログラム検討会議を立ち上げ、大分県の文化プログラムの取り組みについて、議論をしていただきました。早急に準備を進める必要があるということで、9月3日に中間答申をいただきました。資料は、その中間答申の報告書でございますが、平成30年に国民文化祭を誘致すべきとの中間答申でございます。

本県にとって平成30年は、県民芸術文化祭が第20回、県立総合文化センターが20 周年、別府アルゲリッチ音楽祭が20回を迎えるなど、芸術文化の節目の年となります。

この記念すべき節目の年に国民文化祭を開催することで、県内の芸術文化をより一層発展させ、翌年31年のラグビーワールドカップ、翌々年の32年東京オリンピック・パラリンピックの文化プログラムににつなげていきたいと考えています。

今後は、開催地の内定には一、二カ月かかると聞いています。今はまだ、開催希望を出した段階でございます。開催が決まりましたら事業規模を含め、大分県らしい国民文化祭のあり方について、早急に検討を進めたいと考えています。

国民文化祭については以上ですが今、お手元に神々の黄昏の資料をお配りしております。 開館記念展第2弾「神々の黄昏」の目玉となるクリムトのヌーダ・ヴェリタスにつきましては、県議会の先生方の大変なご尽力をいただいて、作品の借用が実現したところでございます。大変ありごとうございました。そのヌーダ・ヴェリタスもいよいよやってまいります。会期は10月31日から1月24日となっております。ぜひ展覧会にお越しいただきようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

磯田地域活力応援室長 国東地域半島振興計画についてご報告します。委員会資料の10ページ。それからお手元に国東地域半島振興計画案をお配りしております。その2つをごらんになっていただきたいと思います。

平成27年3月に半島振興法が改正されたことから、県では国の指導のもと、国東半島地域に関係する国東市、杵築市、日出町、豊後高田市の4自治体からなる国東半島振興対策協議会の意見を踏まえて、県庁内関係各課、国との調整を行い、県の国東地域半島振興計画の素案を作成しました。手続に従い9月にパブリックコメントを行い、県民の皆さんの意見もいただきましたのでご報告します。

お手元の資料の国東地域半島振興計画【概要】及び別冊で配付しております国東地域半

島振興計画案の内容に沿って説明します。

国東地域の現状は、少子高齢化の影響を受け、平成17年から平成22年の5年間で人口が3.6%減少し、県全体の減少率1.1%をはるかに超える状況でございます。また、高齢化率も31.9%に達し、県平均よりもはるかに高い状況でございます。

今回は、このような地域の実態を踏まえ、新たに国の指針に従い、目的の中に定住の促進という項目を入れて計画を策定しています。

具体的には、国の指針に基づき新たに項目立てとして就業の促進、医療の確保、防災体制の強化といった内容を設けました。特に今回の特徴としましては、別冊の13ページにございますが、県の土木建築部と関係市町とですり合わせた上で、交通施設の整備の道路の整備の項目に、例えば両子山武蔵線とか、あるいは八坂真那井線などの具体的な路線名を計画の中に入れております。こうすることによって、国の財政上の支援を受けやすいよう具体的に入れたものでございます。

今後、9月に行ったパブリックコメントでいただいた意見を反映させ、10月に国と関係市町と正式協議を行い、10月下旬に国へ提出し、11月以降に主務大臣の同意を得る予定です。

国東地域半島振興計画につきましては、以上でございます。

引き続きまして、地域活力づくり活動支援事業費補助金に係る詐取事件について、ご報告します。委員会資料の11ページをお開きください。

まず、左側の事件の概要と事件発覚の経緯についてご報告します。

国東市の三セク地域商社、株式会社産業創出機構から提案を受けた、東京を初めとする 大都市圏から国東に移住してきた若者の起業等を支援するインキュベート施設、国東創業 支援センターセトルゴ+の開設に必要な改装経費や備品購入費を、大分県地域活力づくり 活動支援事業費補助金、いわゆる総合補助金で昨年度助成しました。

ところが、この助成経費の積算にあたり、改装面積や工事・備品購入単価の水増しにより、補助金を不正に詐取していることが警察からの情報提供により判明しました。

具体的には、事件発覚の経緯にあるとおり、7月22日に国東警察署員が東部振興局長を訪問し、捜査協力の依頼があったということでございます。

その後、東部振興局では、1カ月余り内部の書類の慎重な審査を行い、詐取事件であると確信するに至ったということで、9月4日に国東警察署に被害届を提出しました。これに基づき国東警察署は、9月9日に産業創出機構等に強制捜査を行い、社長である平山雅一氏を逮捕したということでございます。

この事件に係る県の対応について、ご説明します。

まず、強制捜査翌日の9月10日に、直ちに地域振興部長を臨時に集め、情報の共有、 当面の対応、それから今後の再発防止策をどうしたらよいかについて、協議を行いました。 そのうち、当面の対応につきましては、今回の事案が26年度の補助事業であったこと から、26年度、27年度の類似の案件につきまして、直ちに精査を行ってほしい。書類 を見ると同時に、現場にもう1度行って確認をしてほしいと指示をしたところでございま す。

9月30日までの現地調査等の結果では、81件について、全て現地で再確認を行いましたが、不審な事業内容のものはなかったと報告を受けております。

最後に、今後の再発防止策になりますが、3点について、今後扱いを変えることを検討 しております。

1点目は、これまでも事前に業者に対し、事業執行に係るメモは渡しておりました。これは任意的に渡していたところがあるんですが、これを全て、今後こういう書類が必要ですよ、こういう作業が要りますよということを全て明記したものを渡し、ちゃんと見ましたという内容の確認を徴取するということにしております。

2点目は、事業実施中に随時立ち入りをするということです。これまでも事業の前と後に立ち入り検査をしておりましたが、今後は、途中に現地に1回確認に行くという対策を行うこととしております。

3点目は、領収関係書類の確認の徹底です。総合補助金は、零細な企業が非常に多いこともありまして、立てかえ払いで事業をしてから補助金を出しますというやり方ではなくて、業者からの正式な請求書があれば、それに基づいて金額を確定し、補助金の支出を決定しますという仕組みになっています。

しかしながら、その後の領収書はちゃんと保管しておいてください。その後の検査の時に見ますからという形だったんですが、これからは早速、領収書につきましては、事業者から領収書はもらったら、直ちに確認するという扱いに変えていきたいと思っています。

また、補助金事業全般に係る再発防止策につきましては、別途、総務部と会計管理局が 連携して講ずることを計画しておりますので、今回の総合補助金の運用改正通知と同時に 対応していきたいと考えております。

これらの防止策により、再びこのような詐取事件に遭わないよう、振興局とともに再発 防止の取り組みを徹底していきたいと考えております。

以上です。

嶋委員長 ただいまの3件の報告について、ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 別にご質疑もないようですので、これで諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

衛藤委員 先日、土木建築委員会に委員外で出席したときに、大分都市圏総合都市交通計画、これについて公共交通の中身がありますので、そこで質問をしたら、それは企画振興部ですというお話があったので、ちょっとここで触れさせていただいてもよろしいでしょうか。

この大分都市圏総合都市交通計画というのは協議会をつくってやっているんですけれども、その中でJR九州もメンバーに入って、大分県・大分市もメンバーに入っています。交通体系に関して、これから大分市を中心とした都市圏、中心都市圏の鉄道の利用促進を進めていきたいという形で書いています。鉄道利用時の利便性の向上というのをうたっているんですけれども、利便性の向上で、利用者間の要望でやっぱり1番多いのが、本数の増便が書かれています。先日の一般質問で守永委員も取り上げていらっしゃいました。私も7月の一般質問で言わせていただいたんですけれども、そのときの回答が、利用者がふえないとふやしませんという形でJRから回答があったというふうに伺っております。

その一方で、今回、鉄道の利用促進をこれからしていきますという形で、大分県、大分市、JRも中に入って、その中でやっていくという方向性を打ち出しているんですけれど

も、いただいた回答と全然方向性が違うように感じています。ふやすというのに関して、 JRは、相入れない部分があると思っています。JR側は人がふえたら本数をふやします と。利用者側は、本数がふえたら乗りますと言っていますという形で、歩み寄れない部分 があると思っています。

そこに関して、県としてこれからどのような形でここに働きかけていくのかというところをお伺いできませんでしょうか。

土田交通政策課長 交通計画に定められた鉄道の利便性促進の中には、いろんなメニューが考えられると思っています。委員おっしゃるような、増便とか、あるいは増結というようなメニューのほかにも、駅舎のバリアフリー化の推進でありますとか、あと他モードとの連携、バスとかとのダイヤ調整とか、ほかのメニューも考えられる中で、そういったメニューも含めてこの利用促進を図り、利便性の増加を図りますということが書かれているというふうに理解をしています。

増便につきましては、まさに日常的な鉄道利用者、あるいは利用者以外の方も含めてアンケートの回答では1番要望が多かったという結果が出ておりますので、ここについては 真摯に受けとめて対応策を考えていかなければいけないと思っています。

委員おっしゃるように、JR九州は、今乗っている利用者がふえたかどうかを確認してダイヤ改正のたびにスケジュールを組んでいるという言い方をしております。一方で、利便性が上がれば乗りかえるようという結果も約3割の方が回答をしていますので、ここの調整をどう図っていくかというのは、県としてもJRと連絡を図りながら、ちょっと勉強をして、所用の施策を考えていきたいというふうに思っています。

守永委員 この前、一般質問させていただいたので、特段、常任委員会でやることもないかなとは思ったんですが、JRの日豊本線、大分一宮崎空港間、4両編成の特急をワンマンにするという話については、その後、JRと何か情報収集なり協議をされるおつもりがあるかどうかだけ教えてください。

土田交通政策課長 委員からご質問をいただいたときにもJR九州には確認をいたしまして、内部で検討しているかどうかも含めて、まだ情報を差し上げることはできませんという回答でございました。当方からは、そういった動きがあれば委員の問題意識も含めて、安全面ですとか利便性の面で課題があるというふうに考えているので、事前に前広に教えてくださいというふうにお伝えをしてございます。

先方からも公表する前、要は決まる前に、必ず事前に相談をしますというふうにいただいておりますので、まずはJRの連絡を待って、本当にそのような動きが表面化してくれば、きちんと対策、話し合いをして課題について調整をしていきたいというふうに考えてございます。

嶋委員長 ほかにありませんか。

[「なし」と言う者あり]

嶋委員長 ほかにないようでありますので、それでは、以上をもちまして企画振興部関係 の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

[企画振興部退室]

嶋委員長 閉会中における本委員会の所管事務調査について、お諮りいたします。 お手元に配付のとおり各事項について、閉会中、継続調査を行いたいと思いますが、 ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

嶋委員長 ご異議がないので、所定の手続をとることにいたします。

この際、ほかに何かありませんか。

[「なし」と言う者あり]

嶋委員長 別にないようですので、これをもちまして本日の委員会を終わります。 お疲れさまでした。